

## 資料編

目次

1	基本計画策定の背景（本編 1 ページの補足）	資料-1
1-1	建て替えの必要性	資料-1
1-2	現庁舎の諸元	資料-3
1-3	これまでの経緯	資料-7
2	来庁者用駐車場台数の想定（本編 22 ページの補足）	資料-8
3	職員用駐車場台数の想定（本編 22 ページの補足）	資料-9
4	柏崎駅前地区地区計画（本編 26 ページの補足）	資料-10
5	新庁舎の建設手法の検討（本編 28 ページの補足）	資料-11
5-1	事業手法	資料-11
5-2	発注方式	資料-13
5-3	概算事業費	資料-14
6	アンケート	資料-15
6-1	新庁舎建設に関する市民アンケート結果（概要）	資料-15
6-2	新庁舎建設に関する職員アンケート結果（概要）	資料-16
6-3	アンケート結果	資料-17
7	柏崎市新庁舎建設検討委員会	資料-50
7-1	柏崎市新庁舎建設検討委員会設置要綱	資料-50
7-2	柏崎市新庁舎建設検討委員会 委員名簿	資料-51
7-3	柏崎市新庁舎建設検討委員会 検討概要	資料-52
8	用語解説	資料-53

# 1 基本計画策定の背景

## 1-1 建て替えの必要性

- 現庁舎は、建設から約50年が経過し、次の①～④に示すとおり、「経年による建物の老朽化」、「庁舎の分散による市民サービス機能などの低下」、「執務空間の狭あいによる性能不足」、「来庁者用駐車場の分散配置による機能発揮不足」などの諸問題を抱えております。
- さらには、⑤に示すとおり、「現在地での建て替えは困難」といった課題もあります。
- 以上を踏まえて、日石町での新庁舎の建設が必要であると判断し、市民の利便性・中心市街地の活性化・建設期間や建設費用など様々な観点から検討を進めていくこととしました。

### ①経年による建物の老朽化

- 本館は昭和43年に建設され、平成30年に耐用年数（財務省：減価償却資産の耐用年数）を迎えようとしています。第二分館も、昭和47年に建設されたことから本館同様に老朽化が進んでいます。比較的新しい教育分館においても、耐用年数の3/5を経過しています。
- 電気設備、給排水設備や空調設備等も老朽しており、漏水の発生・冷暖房のエネルギー効率の悪化などにより、設備の更新や維持管理費用なども年々増加している状況であり、根本的な改修が必要です。
- 平成19年に本館と第二分館の耐震診断を行い、本館は判定Bに伴い平成21年に耐震補強を行いました。また、第二分館は判定Dにより一定の耐震はあると評価されましたが、同じく建物本体の老朽化は進んでいます。
- 以上に示すように、経年により建物は老朽化していますが、庁舎は本来、行政運営の核としての重要な役割と災害時の防災拠点として、市民の安全を守る使命が課せられています。このため、より十分な耐震性のある庁舎とすることが必要です。

### ②庁舎の分散による市民サービス機能などの低下

- 窓口手続のある部署が複数の庁舎に分散し（3棟4フロア）、来庁者の用件によっては複数のフロアへ行かなければならない状況にあります。

- 防災機能を担う主な部局が第二分館にあり、災害時における情報収集や連絡調整に迅速な対応が難しい状況にあります。
- 各庁舎間の移動については、移動距離が長く屋外を経由すること、市道の横断、段差が多いなどの問題点があります。
- 以上に示すように、庁舎の分散により市民サービス機能などが低下しており、1棟に集約し誰もが使いやすい空間構成とすることが必要です。

### ③執務空間の狭あいによる性能不足

- 職員1人当たりの執務室面積が5.48㎡であり、総務省旧起債許可標準面積基準7.85㎡/人の7割程度となっており、狭あいな状況にあります。
- 会議室は、大小8会議室がありますが、統計事務、期日前投票所、市県民税申告相談会など長期にわたる利用が多いことから、会議室が不足しており、災害等に対応する常設の災害対策スペースの確保ができない状況にあります。
- 以上に示すように、執務空間が狭あいなことから、適正な執務空間や会議室の確保、災害時対応のできる会議室の確保が必要です。

### ④来庁者用駐車場の分散配置による機能発揮不足

- 現庁舎敷地内には、来庁者用駐車場210台分及び公用車用車庫62台分（マイクロバス3台を含む。）が確保されています。
- しかしながら、来庁者用駐車場は、庁舎の正面と裏側に分かれて配置されているため、特に、窓口手続の繁忙期や、議会や会合など行事が重なるときには、駐車のための自動車動線が錯綜するとともに、満車状態になってしまう状況にあります。
- 以上に示すように、来庁者用駐車場が分散して配置されているため、機能発揮できない状況にあり、適正配置に再編することが必要です。

### ⑤現在地での建て替えは困難

- 本館裏側の駐車場敷地は、建築基準法の日影規制\*により、新庁舎建設に必要な敷地を確保できないため、現庁舎の解体後、元位置に建設することになります。
- この場合、建設期間中は、仮庁舎の設置や防災行政無線の仮移設が必要なこと、来庁者用駐車場を別途確保すること（近くでは難しい）、周辺道路は工事車両が増えるが幅員が狭いため混雑が予想されることなどから、より多くの工事期間と経費が掛かり、市民の皆さんにも不便をお掛けすることとなります。

## 1-2 現庁舎の諸元

### (1) 現庁舎の敷地の状況

○現庁舎の敷地の状況（面積や都市計画、道路条件など）は、次に示すとおりです。

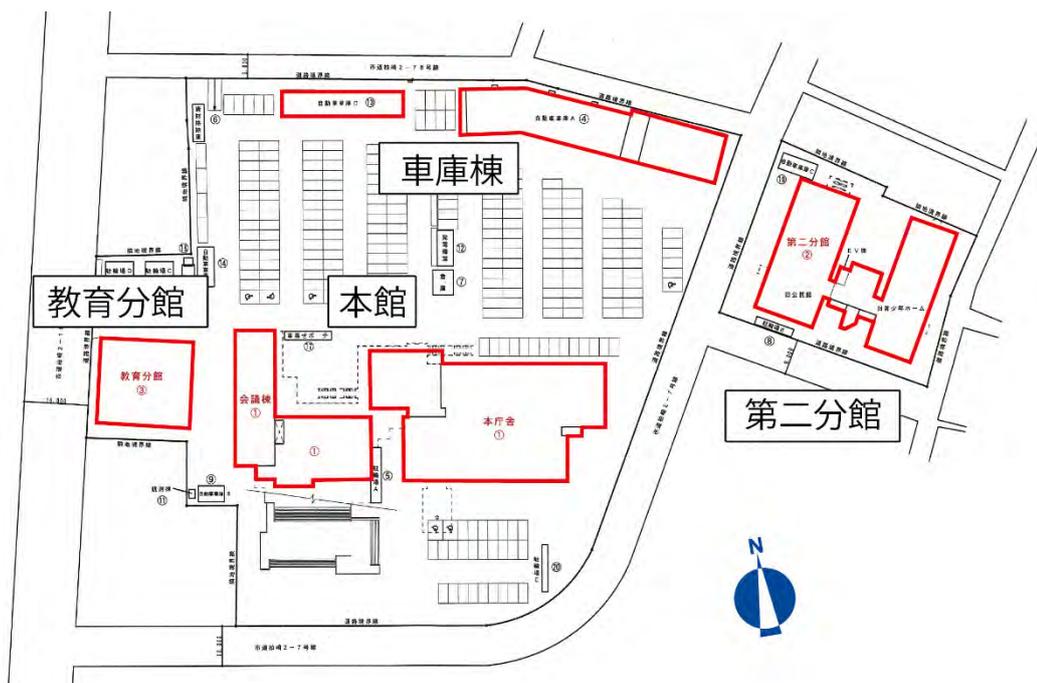


敷地面積	19,316.21 m <sup>2</sup>
本庁舎	16,448.46 m <sup>2</sup>
第二分館	2,206.81 m <sup>2</sup>
用途地域 <sup>※</sup>	第二種住居地域 <sup>※</sup>
防火地域 <sup>※</sup> 等	準防火地域 <sup>※</sup>
容積率 <sup>※</sup>	200%
建ぺい率 <sup>※</sup>	60%
日影規制 <sup>※</sup>	5m ライン 5 時間 10m ライン 3 時間
前面道路	本庁舎：西側 16m (市道柏崎 2-103 号線) 第二分館：西側 10m (市道柏崎 2-7 号線)

### (2) 現庁舎の建物の状況

○本館・第二分館・教育分館・車庫棟の位置を下図に示します。

○また、本館・第二分館・教育分館について、構造等の状況を次ページに示します。



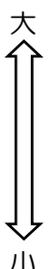
## 現庁舎の構造等の状況

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

		本館	第二分館	教育分館	合計・備考
構造		鉄筋 コンクリート造	鉄筋 コンクリート造	鉄筋 コンクリート造	
		地上5階地下1階	地上2階	地上3階	
建築年次		昭和 43 年 (1968)	昭和 47 年 (1972)	昭和 60 年 (1985)	
法定耐用年度		平成 30 年 (2018)	平成 34 年 (2022)	平成 47 年 (2035)	減価償却資産 の耐用年数
耐震性	耐震基準	旧耐震	旧耐震	新耐震	
	耐震診断	平成 19 年度 判定B	平成 19 年度 判定D	—	注 2 を参照
	耐震補強	平成 21 年度実施	—	—	
建築面積		2,494.54 m <sup>2</sup>	1,097.97 m <sup>2</sup>	497.25 m <sup>2</sup>	4,089.76 m <sup>2</sup>
延床面積		7,986.97 m <sup>2</sup> (注 1)	2,141.39 m <sup>2</sup>	1,152.48 m <sup>2</sup>	11,280.84 m <sup>2</sup>
執務室面積 (a) (三役室を除く)		2,035.00 m <sup>2</sup>	635.20 m <sup>2</sup>	420.30 m <sup>2</sup>	3,090.50 m <sup>2</sup>
会議室等		522.80 m <sup>2</sup>	202.50 m <sup>2</sup>	174.70 m <sup>2</sup>	900.00 m <sup>2</sup>
課等の配置数 (主な部課等)		25課 (右記以外)	11課 (都市整備部等)	5課 (教育委員会等)	41課
配置職員数(b)		394人	109人	61人	564人
職員1人当たり 面積		5.16 m <sup>2</sup> /人	5.83 m <sup>2</sup> /人	6.89 m <sup>2</sup> /人	5.48 m <sup>2</sup> /人
		総務省 旧起債許可標準面積基準 7.85 m <sup>2</sup> /人			
駐車場等		来客用 210台、公用車車庫 62台			272台
職員用		周辺敷地内 40台、フォンジェ 170台、小倉駐車場 100台、旧遺跡考古館 60台			370台

注 1 車庫棟 2 階書庫・倉庫 (397.01 m<sup>2</sup>) を含む。

注 2 構造体の耐震安全性の評価

危険度	判定	診断結果
	A	地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
	B	地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
	C	地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性は低いが、要求される機能が確保できないおそれがある。
	D	地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性は低く、I 類及び II 類の施設では、要求される機能が確保できる。

## (3) 現庁舎のフロア別の状況

○本館、第二分館、教育分館、車庫棟を対象に、フロアごとに状況を示します。

## 本館

	執務関係	会議室等	その他	延床面積(m <sup>2</sup> )	本庁舎	会議棟
塔屋 2階			エレベーター機械室 展望室 FMビッカラ送信室	161.42	161.42	
塔屋 1階			空調機械室 高置水槽	113.04	113.04	
5階	議長室 議会事務局	委員会室 議員控室	議場 議会図書室	1,086.48	1,086.48	
4階	市長室 副市長室 総務課 人事課 財政課 企画政策課 防災・原子力課 行政改革室	市長応接室 大会議室 小会議室 記者室	情報公開コーナー 防災行政無線室	1,041.60	1,041.60	
3階	市民活動支援課 人権啓発・男女共同参画室 環境政策課 観光交流課 商業労政課 農林水産課 農政課 農業委員会事務局 文化振興課 東日本大震災被災者支援室		文書・印刷室 FMビッカラ送受信室	1,041.60	1,041.60	
2階	税務課 納税課 介護高齢課	介護相談室		1,147.95	887.28	260.67
1階	市民課 福祉課 国保医療課 広聴広報課 会計課	101会議室(会議棟)	総合案内(ロビー) 市民課ロビー 市民情報コーナー 相談室・授乳室 文書保存庫 銀行 売店 消費生活センター(会議棟) 多目的トイレ 宿直・警備員室 職員組合事務所	2,045.66	1,740.70	304.96
地下 1階			職員更衣室 倉庫	952.21	952.21	
地下 2階			機械室 受電室			
合計				7,589.96	7,024.33	565.63
竣工年月					S43.9	S43.9

## 第二分館

	執務関係	会議室等	その他	延床面積(m <sup>2</sup> )	旧青少年ホーム	旧公民館	EV棟
塔屋				43.46	21.50	21.96	
2階	都市政策課 都市整備課 用地管財課 鶴川ダム事業室 八号バイパス事業室 選挙管理委員会 事務局 監査委員事務局	302会議室	文書保存庫	1,009.44	467.18	530.31	11.95
1階	建築住宅課 維持管理課 契約検査課 新庁舎整備室	301会議室 図書閲覧室	職員更衣室 休憩室 機械室 受電室 倉庫 多目的トイレ	1,088.49	546.90	529.64	11.95
合計				2,141.39	1,035.58	1,081.91	23.90
竣工年月					S46.3	S47.3	H14.3

## 教育分館

	執務関係	会議室等	その他	延床面積(m <sup>2</sup> )
3階	企画政策課 (情報政策係)	201会議室 202会議室		494.87
2階	教育長室 教育総務課 学校教育課 スポーツ振興課 子ども課			487.61
1階			職員更衣室 空調機械室 エレベーター機械室 庁用車駐車場	170.00
合計				1,152.48
竣工年月				S60.7

## 車庫棟

	執務関係	会議室等	その他	延床面積(m <sup>2</sup> )	自動車車庫A		自動車車庫D	
2階			文書保存庫 各課共有倉庫	397.01	397.01			
1階			車両事務所 車庫(2棟)	833.22	392.00	206.80	42.90	191.52
合計				1,230.23	789.01	206.80	42.90	191.52
竣工年月					S43.12	S43.12	H3.12	H22.3

## 1-3 これまでの経緯

- 平成26年4月に新庁舎建設担当を配置し、同年6月から10月にかけて、議会や市民に対して基本的な考え方や建設候補地などについて説明をしてきました。
  - 平成27年1月に市議会の議決に基づき、新庁舎建設用地として日石町の3街区（約14,200㎡）、4街区（約5,300㎡）、5街区の一部（約5,600㎡）の土地を取得しました。
- そして、平成27年4月に総合企画部に新庁舎整備室を設置し、庁内検討を開始するとともに、5月に新庁舎建設検討委員会を発足しました。

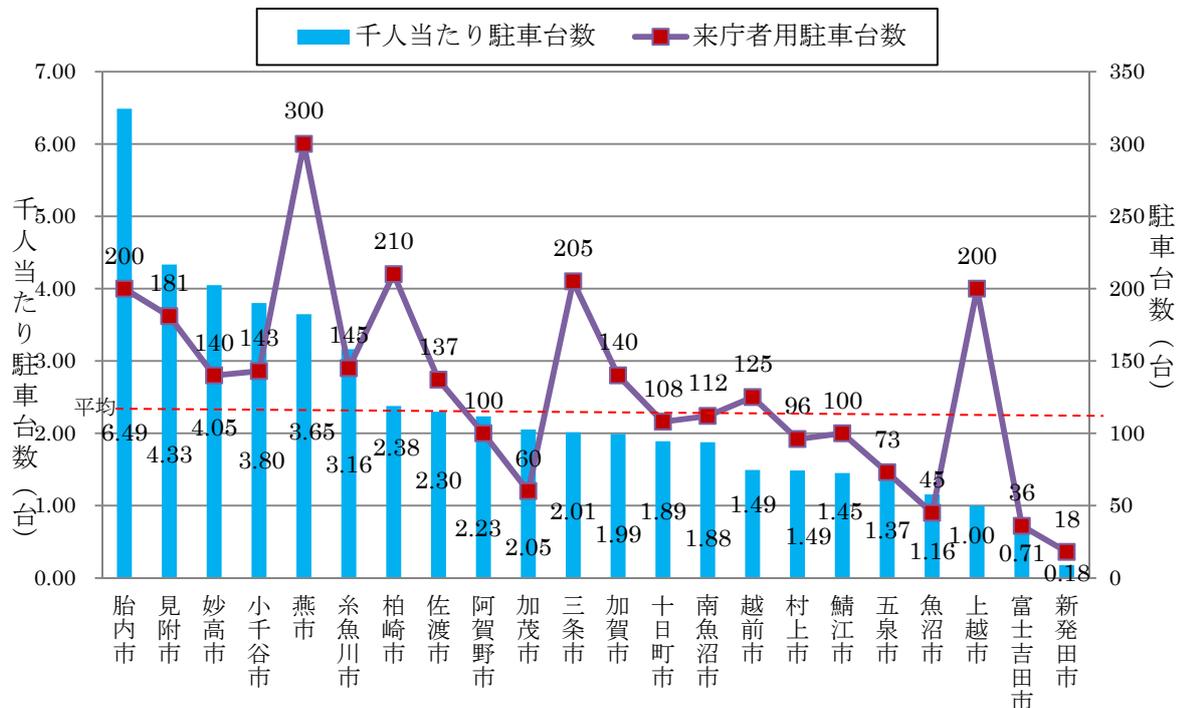
### 新庁舎建設検討委員会発足までの経緯

日付	概要等
平成26年4月1日	総合企画部総務課内に新庁舎建設担当の配置
平成26年6月	定例会議 ・一般質問に対し、9月定例会議に基本的な考え方を示す答弁
平成26年7～8月	地域懇談会 ・市役所新庁舎の整備の検討について、説明を行う。
平成26年9月	定例会議 ・「柏崎市役所新庁舎の整備に係る基本的な考え方」について説明 建設候補地は日石町内の区画整理事業3・4街区が適地
平成26年10月20日	広報「かしわざき」 ・「柏崎市役所新庁舎の整備に係る基本的な考え方」を掲載
平成26年12月	定例会議 ・建設地の用地取得に係る補正予算を計上
平成27年1月22日	随時会議 ・財産の取得の議決（3・4及び5街区の一部、 取得面積 25,047.22㎡）
平成27年2月1日	庁内に、新庁舎建設推進本部を設置 ・年度末までに、4回開催
平成27年4月1日	総合企画部に、新庁舎整備室の設置 ・体制：専任職員 4人、兼務職員 6人
平成27年4月	庁内検討の開始 ・統括専門部 ・プロジェクト対応（窓口サービス機能、市民交流機能） ・個別対応（防災機能、エコ・省エネ機能）
平成27年4～5月	市民アンケートの実施 ・無作為抽出による2,000人
平成27年5月21日	新庁舎建設検討委員会の発足（第1回新庁舎建設検討委員会の開催）

## 2 来庁者用駐車台数の想定

県内を中心とする各都市の来庁者用駐車台数と人口千人当たりの来庁者用駐車台数

〔平均すると、人口千人当たりの平均来庁者用駐車台数は、2.32 台  
これに柏崎市の人口 88,282 人を乗じると、約 205 台となる。〕



注：対象とする22都市は、平成27年6～7月に、電子メールによりアンケートした都市

注：人口は、総務省ホームページによる平成27年1月1日現在住民基本台帳年齢級別人口（市区町村別）

### 3 職員用駐車場台数の想定

○現在、職員用駐車場は、5か所370台あります。この一部について新庁舎周辺に移転することとし、以下をその方針とします。

- － 現庁舎周辺の13台と税務署前の27台は、既に新庁舎周辺への移転対象となっている。
- － 小倉町の100台、旧遺跡考古館の60台は、新庁舎から遠く、小倉町は借上げのため、新庁舎周辺に移転することとする。
- － フォンジェの駐車場170台は、新庁舎に比較的近く、中心的市街地の中にあることから、回遊を創出する要因ともなるため、基本は、新庁舎周辺には移転しないこととする。

○以上を踏まえ、フォンジェ分を除く200台を、新庁舎周辺で確保する職員用駐車場台数と想定します。

現在の職員用駐車場の位置と台数



## 4 柏崎駅前地区地区計画

名称		柏崎駅前地区地区計画
位置		柏崎市駅前一丁目、日石町、鏡町、錦町の各一部
都市計画決定		平成 23 年 8 月 31 日
施行面積		約 11.6ha
地区計画の目標		<p>柏崎駅前地区は、JR柏崎駅東側に位置し、周辺を都市計画道路に囲まれた利便性の高い地区である。また、柏崎駅前土地区画整理事業*により、柏崎市文化会館アルフォーレや都市計画道路、防災公園を有する公園等の一体的な整備が行われている。</p> <p>このため、地区計画を策定し、商業・業務施設の適正な誘導及び健全で利便性の高い商業地と集合住宅地等としての良好な住環境整備を図り、それぞれが協調した市街地の形成、土地区画整理事業の効果を維持、より高めることを目標としている。</p>
土地利用の方針		<p>土地利用については、商業・行政及び居住機能等の複合する、都市機能の集積を目指した土地利用を基本とする。</p> <p>JR柏崎駅に隣接する西側の地区については、新市街地の核となる商業・業務施設を誘導し、駅前に相応しい賑わいのある商業地区として整備する。</p>
建築物に関する事項	建築物の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 マーチャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</li> <li>2 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</li> <li>3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項第 5 号及び第 6 号、同条第 6 項から第 11 項までに掲げる営業の用に供するもの</li> <li>4 畜舎</li> </ol>
	建築物の敷地面積の最低限度	<p>200 平方メートル</p> <p>ただし、巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地を除く。</p>
	建築物の壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、0.6m以上とする。また、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、0.6m以上とする。ただし、この距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次に掲げる項目に該当する場合においては、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が 3.0m以下のもの</li> <li>2 車庫・物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが 2.3m以下のもの</li> </ol>
	高さの最高限度	建築物の高さは、地盤面より 35m以下とする。
	形態又は意匠の制限	建築物の基調色は落ち着いた配色とし、周辺の構造物との調和を図り品格のある景観に配慮した意匠とする。

## 5 新庁舎の建設手法の検討

### 5-1 事業手法

#### (1) 事業手法の検討

○公共施設の建設に係る事業手法は、従来の直接建設方式\*のほか、施設的设计・建設から維持管理・運営に至る一連の業務に民間の資金・経営能力・技術的能力を活用するPFI方式\*が考えられます。

○PFIの事業方式には、所有権の移転時期、資金の調達方法などにより6種類の方式がありますが、所有権が市となるBTO方式\*と直接建設方式と比較します。

#### 直接建設方式とPFI（BTO）方式との事業方式の比較

方式	資金調達	計画	設計	建設	所有権	運営	所有権譲渡
直接建設	市	市	市	市	市	市	なし
BTO	PFI会社	市	PFI会社	PFI会社	市	市(委託)・PFI会社	施設完成時

#### (2) 事業手法の選定

○次ページにPFI方式で想定されるメリットとデメリットを示します。以下のことが言えます。

- － 本市の場合は、庁舎が単独であるため、PFI事業で採用基準の判断材料の一つであるVFM\*の効果が低い、又は出ない可能性がある。
- － 発注後における設計・仕様変更等が難しいなど、柔軟な対応が困難となる。
- － 手続期間は、おおむね1年弱掛かり、事業計画の遅延が見込まれる。

○以上のことから、事業手法は、直接建設方式を選定します。

## P F I 方式で想定されるメリットとデメリット

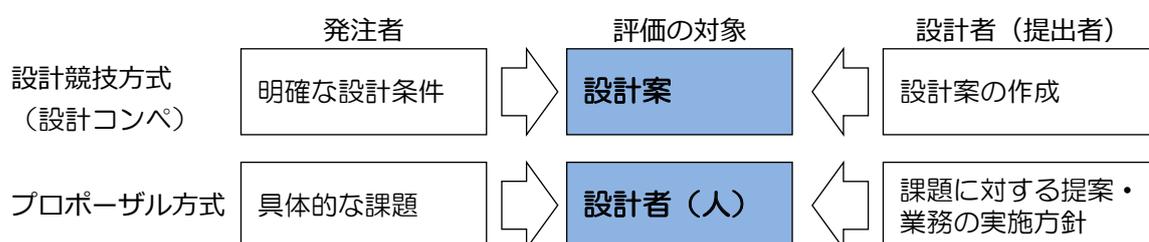
	メリット	デメリット
手続・制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>一括発注による、履行に対する責任所在が明確になる。</li> <li>庁舎運営に係る賠償や金利変動などのリスクが転換できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法に基づく手続を要するため、手続期間が余分に掛かる。</li> <li>P F I 法施行以来、庁舎の P F I 方式*の採用事例は、極めて少ない。</li> </ul>
コスト関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>基金・起債によらず財源確保の手段として活用できる。</li> <li>庁舎単独の建設では難しい場合であっても庁舎と他の機能の合築をすることで、民間の創意工夫による V F M* が出る事業を構築することが可能になると考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>導入可能性調査や事業者選定アドバイザー*契約など、導入経費が余分に掛かる。</li> <li>事業費における金利負担なども含めると事実上の負担増となる場合がある。</li> <li>新庁舎では、民間経営による附帯事業の可能性がなく、経営利益の還元も期待できない。</li> </ul>
設計・施工関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計・施工・維持管理を一括で発注することで、施工や維持管理に配慮した設計が可能など、民間ノウハウによる創意工夫が可能である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計・施工・維持管理の全てが一括となるため、発注後の変更が困難となる。</li> </ul>
維持管理関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>同一業者の長期維持管理により、サービス水準の維持が可能になる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時などあらかじめ想定していない事象が発生した場合の対応の判断が難しい。</li> <li>主な業務は庁舎運営の維持管理となるため、民間ノウハウを活用できる範囲が狭く、市民サービスへの直接的な効果が少ない。</li> <li>特定の事業者により長期維持管理を委託するよりも、数年に一度最も安い事業者に委託した方が安くなる可能性がある。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間の積極的活用により経済が活性化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>長期的なプロジェクトになるため、資金回収リスクをコントロールあるいは吸収できる企業に限られ、結果的に地元企業の事業機会を失う可能性が高い。</li> <li>契約までにどの程度の期間を要するのか不明確な部分もあり、建設スケジュールに遅れが生じる可能性がある。</li> </ul>

## 5-2 発注方式

○庁舎など大規模施設の建設に伴う設計者の選定には、設計競技方式（設計コンペ）※とプロポーザル方式が主として採用されています。

### 設計競技方式（設計コンペ）とプロポーザル方式の比較

区分	内容
設計競技方式 （設計コンペ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>提出された具体的な設計案を審査し、「設計案」を選定する方式</li> <li>公平性を保つことや、能力のある新人にチャンスを与えられること、優れた建築家に依頼することができるメリットがあるが、選定後の設計案の変更が行いにくいことや、提案に対する対価を支払うケースなどのデメリットがある。</li> </ul>
プロポーザル方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計対象に対する発想・解決方法や技術力・経験、設計に臨む体制などの提案書（プロポーザル）を提出してもらい、公正に評価し最もふさわしい「設計者」を選定する方式</li> <li>質の高い建築設計に重点が置かれていることや、発注者側と提案者側とも費用・労力・時間の負担が少なく、選定後から具体的な設計が発注者との共同作業により進められるメリットがある。</li> </ul>



○以上のことから、発注方式は、発注者と設計者（提出者）ともに経費や時間の負担が少なく、また、市民の意見を始めとする発注者側の意向の反映が可能であるなどの観点から、プロポーザル方式を採用します。

### 5-3 概算事業費

- 新庁舎建設に係る概算事業費は、下表の近年における新庁舎建設計画に係る事業費の例によると、建設工事費の約2割増が総事業費となっています。
- なお、昨今の建設費の高騰等により、建設工事費が増加するおそれがあることから、設計段階における延床面積の精査、コスト縮減につながる構造・設備の積極的な採用など、全体事業費の縮減やコスト管理を徹底します。

近年における新庁舎建設計画に係る事業費の例

自治体名	延床面積 (㎡)	建設工事費 (千円)	建設単価 (千円/㎡)	総事業費 (千円)	備考
栃木県 日光市	11,500	4,830,000	420	6,000,000	H27.1 基本計画 既存庁舎の面積を含む 15,000 ㎡
広島県 三原市	13,300	5,490,000	413	6,650,000	H27.5 基本計画
愛媛県 四国中央市	13,000	5,200,000	400	6,600,000	H27.5 基本計画
福井県 越前市	11,500	5,750,000	500	6,790,000	H27.8 基本計画 3 棟建て
宮崎県 日向市	11,500	4,960,000	432	5,545,000	H27.8 基本計画 見直し
平均	12,160	5,246,000	433	6,317,000	



本市の新庁舎	14,000	—	433	7,000,000 ～ 7,500,000	$14,000 \times 433 \times 1.2$ $= 7,274,400$
--------	--------	---	-----	-----------------------------	---

- 以上のことから、新庁舎建設の事業費は、総額で70～75億円を見込むものとします。

## 6 アンケート

### 6-1 新庁舎建設に関する市民アンケート結果（概要）

#### 市役所への来庁について（資料-18～20 ページ）

- 市役所に来たことがある… 89.4%
- 来庁頻度：「年に1、2回程度」… 47.1%
- 来庁用件で多いもの：「戸籍・住民票・印鑑登録」… 80.1%

#### 【年代別特徴：他の年齢階層と比較して多いもの】

- ・39歳以下…「子育て（医療費・保育園など）」といった子どもに係る用件
- ・40～50歳代…「戸籍・住民票・印鑑登録」といった本人に係る用件
- ・60歳以上…「国民健康保険・年金」「税金」「介護保険・高齢者サービス」（本人に係る用件）、「自治会・防犯・地域活動」「議会・会議の傍聴」（地域活動に係る用件）

#### 庁舎利用の不满・不便について（資料-21～23 ページ）

駐車場・駐輪場が足りない	56.3%
庁舎が分散して不便	43.0%
行きたい部署がどこか分からない	30.3%
一つの窓口で用件が済まない	26.4%

※自家用車での来庁が多い。

） 手続等が複数に  
分かれ複雑との意見

#### 新庁舎に求めること・重視すること（資料-24～26 ページ）

十分な駐車場・駐輪場	52.4%
窓口の手続が楽	46.4%
分かりやすい配置	44.2%
防災拠点	42.6%

#### 新庁舎に加える機能・施設（資料-27～29 ページ）

分かりやすい総合案内の充実	54.1%
災害時の避難スペース、備蓄倉庫	35.1%
※「必要最小限の機能でよい」	19.4%

#### 【年代別特徴：他の年齢階層と比較して多いもの】

- ・39歳以下…「子育て支援スペース」
- ・40～50歳代…「ATMコーナー」「コンビニ・売店」「飲食スペース」
- ・60歳以上…「分かりやすい総合案内の充実」「災害時の避難スペース、備蓄倉庫」「物産展示などができる多目的空間」

#### 庁舎への交通手段（資料-30～33 ページ）

現在の庁舎への交通手段：「自家用車」	88.8%
新庁舎への交通手段：「自家用車」	84.6%

#### 新庁舎の建設に当たっての御意見や御提案（要旨）（資料-34～36 ページ）

- 新庁舎に関すること…建設地のこと、防災機能・窓口機能・附带機能のこと等
- 新庁舎周辺のまちづくりに関すること…駅周辺の活性化、コンパクトなまちづくり等
- 現庁舎・跡地の活用に関すること…子育て支援施設、全天候型スポーツ施設、駐車場や住宅地としての有効活用等

## 6-2 新庁舎建設に関する職員アンケート結果（概要）

### 職員の執務環境（資料-39～40 ページ）

□職員の執務スペース	
「適当」…	32.5%
「やや狭い」…	34.1%
「広い」「やや広い」…	7.8%
□事務机の大きさ	
「適当」…	56.3%
□ファイリングシステムの採用	
「適当である」…	92.5%

### 会議室の利用（資料-40～45 ページ）

□会議室の利用頻度		
「6人～10人」…	50.4%	
※50歳以上では、「11人～20人」「21人～50人」が他年齢階層よりも多い。		
□よく利用する会議室		
小会議室	36.1%	※自分の勤務場所の会議室の利用頻度が高い。
大会議室	29.5%	

※「101会議室」、「201会議室」、「301会議室」…各20%前後

□会議室利用の理由		
広さが適当である	59.8%	
所属からの移動距離が短い	42.1%	
□本庁舎周辺以外の会議スペースの使用：「利用経験あり」…32.3%		
市民プラザ	42.7%	※多く使用されている施設
図書館	27.4%	

□会議室以外の打合せスペースの利用：「よくある」「たまにある」…79.8%	
→ 利用スペースの数：「やや少ない」「少ない」…74.3%	

### 新庁舎で整備が必要なサービス（資料-46～48 ページ）

□市民向けサービス		
駐車場の確保	50.2%	※市民アンケートの新庁舎に求めること、機能・施設の上位項目とほぼ同じ傾向
総合窓口化	43.3%	
分かりやすい総合案内の充実	34.7%	
コンビニ・売店・ATMなど	33.8%	

【年代別特徴：他の年齢階層と比較して多いもの】

- ・39歳以下…「飲食スペース・喫茶コーナー」「子育て支援スペースの整備」
- ・40歳代…「駐車場・駐輪場の確保」
- ・50歳以上…「高齢者・障がい者への配慮」

□職員向けサービス	
駐車場の確保	70.3%
所属ごとの打合せスペース	55.8%

□新庁舎内に飲食スペースができた場合の利用頻度：「時々利用する」…74.1%
--

## 6-3 アンケート結果

### I 市民アンケート

#### 1 調査の方法

#### 2 市民アンケート結果

- |                         |                      |
|-------------------------|----------------------|
| (1) 市役所への来庁頻度           | (2) 来庁用件             |
| (3) 庁舎利用の不満・不便          | (4) 新庁舎に求めること・重視すること |
| (5) 新庁舎に加える機能・施設        | (6) 庁舎への交通手段         |
| (7) 新庁舎の建設に当たっての御意見や御提案 | (8) 市民回答者のプロフィール     |

### II 職員アンケート

#### 1 調査の方法

#### 2 職員アンケート結果

- |                       |                       |
|-----------------------|-----------------------|
| (1) 職員の執務環境           | (2) 会議室の利用            |
| (3) 会議室利用の理由          | (4) 本庁舎周辺以外の会議スペースの使用 |
| (5) 会議室以外の打合せスペースの利用  | (6) 新庁舎で整備が必要なサービス    |
| (7) 職員アンケート回答者のプロフィール |                       |

# 1. 市民アンケート

## 1. 調査方法

### (1) 調査の目的

現庁舎は、老朽化、狭あい化による分庁舎方式において市民サービスの低下を招いています。これら課題を解消するべく、市では、これまで新庁舎の整備について検討を進め、議会や地域懇談会で説明を行ってきました。

そして、これまでの検討の結果、市民の利便性、中心市街地の活性化、建設期間及び建設費用の圧縮などの観点から、新庁舎の建設場所を日石町3・4街区（文化会館アルフォーレ西隣）とし、議会の承認を得て用地取得をしました。

新庁舎を建設するに当たり、現庁舎の利用状況及び新庁舎に求められる機能につき、多様化する市民ニーズに応えるべくアンケートを実施しました。

### (2) 調査方法

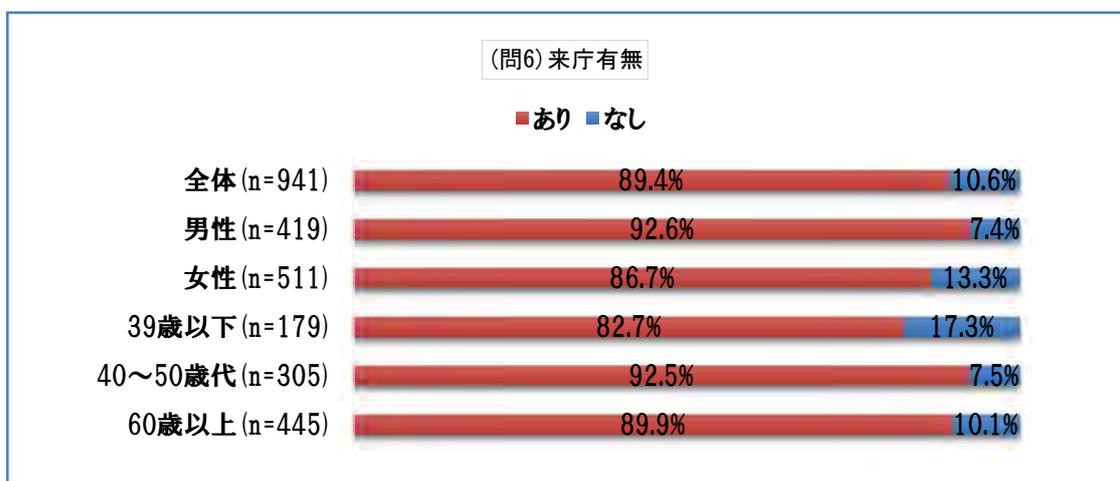
調査対象者	柏崎市に居住する18歳以上の市民2,000名 ※住民基本台帳より無作為抽出
調査期間	平成27年4月28日（火）～5月17日（日）
調査方法	郵送による配布・回収
調査票配付数	2,000票（有効配付数1,995票）
回収数	945票
回収率	47.4%（有効配付数に対する回収数の割合）

## 2. 市民アンケート結果

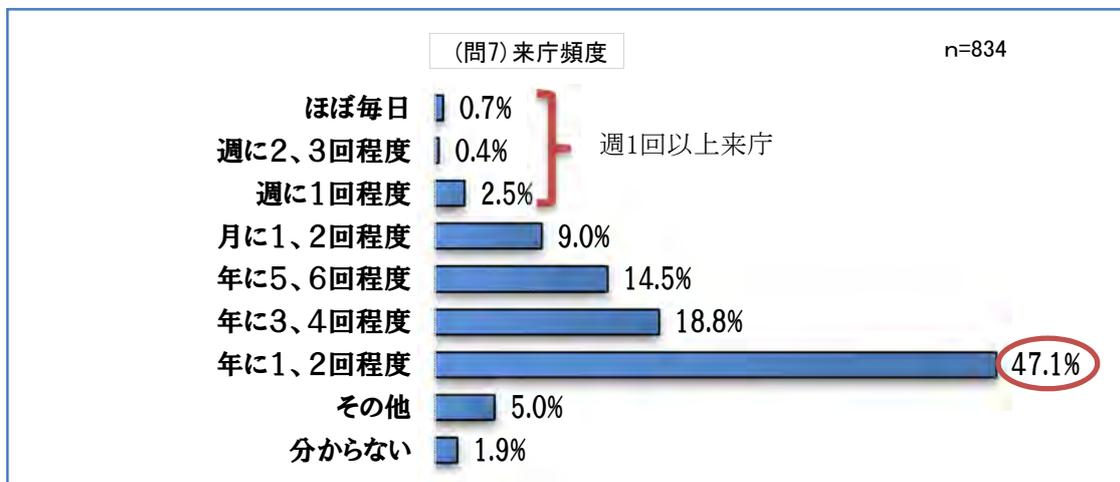
### (1) 市役所への来庁頻度

○市役所に来庁したことがあるのは、約90%

○性別では女性よりも男性が、年齢では39歳以下よりも40～50歳代、60歳以上が、来庁したことが多い。



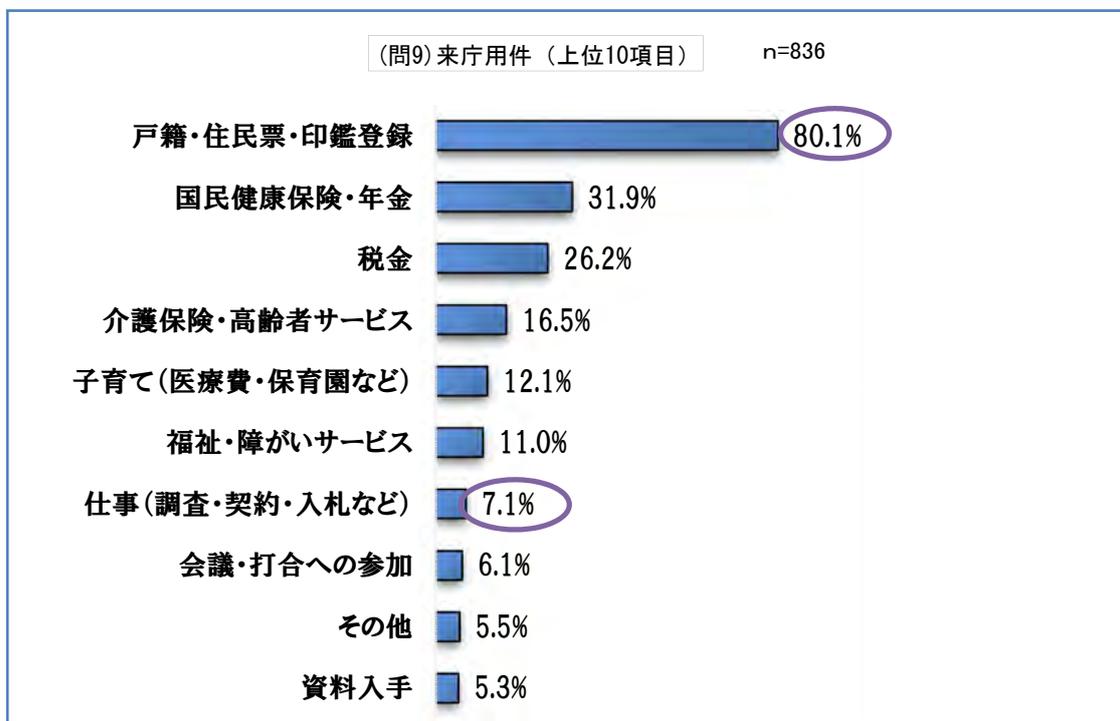
○来庁頻度として一番多いのは、「年に1、2回程度」で、半数弱を占める。来庁の頻度が高い人は少なく、週1回以上来庁する人は5%に満たない。



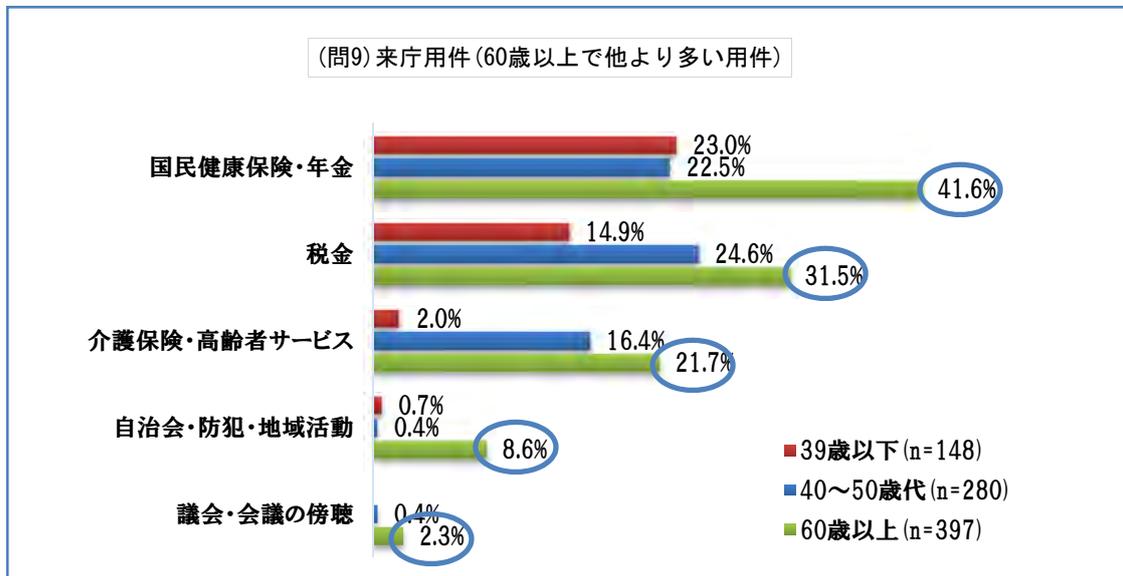
## (2) 来庁用件

○来庁の用件のうち最も多いのは、「戸籍・住民票・印鑑登録」であり、全体の約80%を占めている。

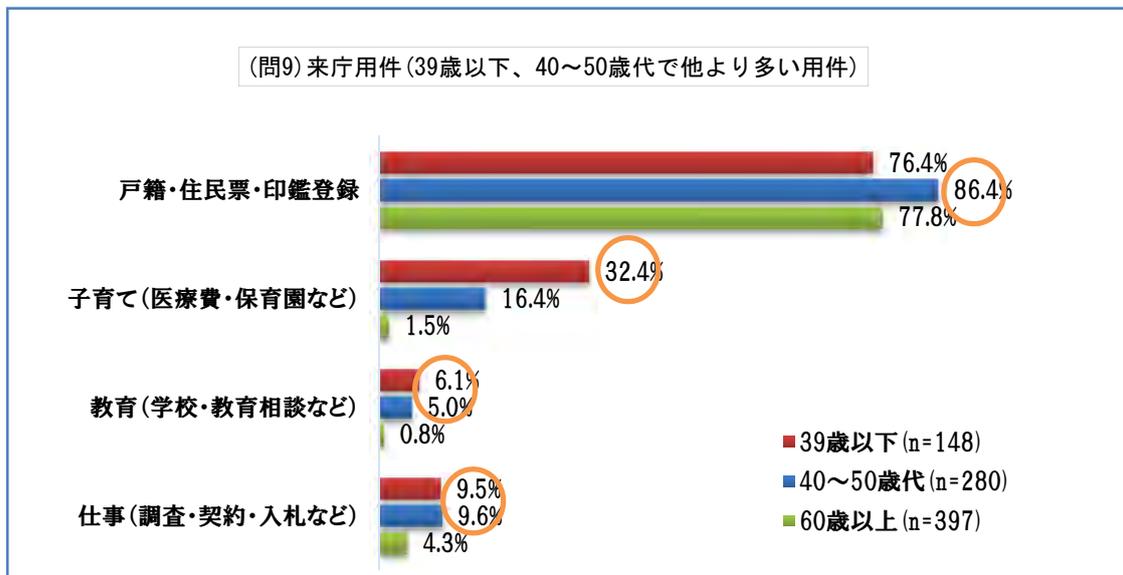
○仕事関係では、調査・契約・入札などが7.1%で最も多い。



○年齢階層別の来庁の用件では、60歳以上では、「国民健康保険・年金」、「税金」、「介護保険・高齢者サービス」といった主に本人に係る用件と、「自治会・防犯・地域活動」や「議会・会議の傍聴」といった地域活動に係る用件が、他の年齢階層よりも特になくなっている。



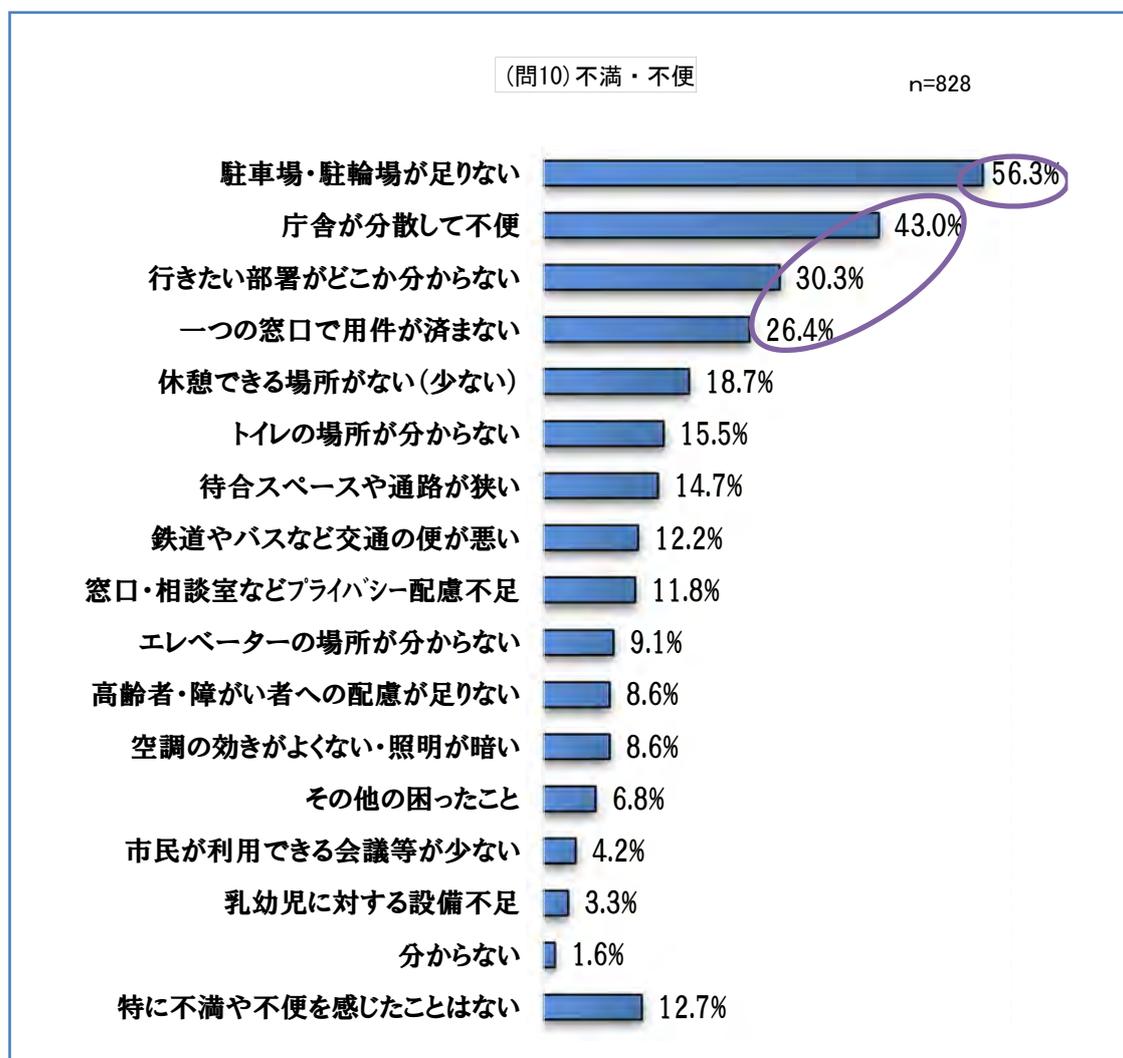
○39歳以下、40～50歳代では、「子育て」「教育」といった子どもに係る用件や「仕事（調査・契約・入札）」といった業務に係る用件が、60歳以上と比べて特になくなっている。さらに、「戸籍・住民票・印鑑登録」といった主に本人手続に係る用件は、40～50歳代で特に多く、公的証明書類を必要とする手続が年代的に多いためとみられる。



### (3) 庁舎利用の不満・不便

○不満・不便に感じていることは、自家用車での来庁が多いことから「駐車場・駐輪場が足りない」が半数を超えて最も多い。

○次いで、「庁舎が分散して不便」、「行きたい部署がどこか分からない」、「一つの窓口で用件が済まない」等の複数に分かれ複雑といった傾向の意見が多い。



## 庁舎利用の不満・不便のうち「その他の困ったこと」についての記述内容

### 駐車場について

- ・ 駐車場が少ない、狭い
- ・ 1台分の駐車スペースが狭い

### 受付について

- ・ きちんとした受け付けスペースがなく、とって付けたような受付
- ・ 誰に聞いていいかわからない

### トイレについて

- ・ トイレが古い、汚い、シャワートイレでなく不衛生
- ・ 洋式トイレが少ない、和式のトイレしかない
- ・ トイレドアの荷物掛けフックが高い
- ・ 仕事をしている職員の中を通らないと入れないので入りづらい

### 窓口について

- ・ どの部署に行ったらいいかわからない
- ・ いろいろな課をたらい回しにされる
- ・ 仕事をしているため平日に行けず、手続きに困った
- ・ 窓口に行っても担当者がいない、誰に声を掛けていいかわからない

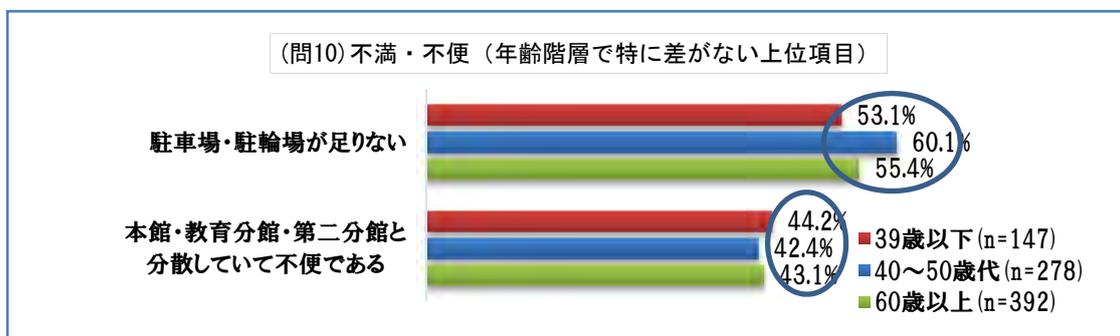
### 職員について

- ・ 職員が固すぎる
- ・ 窓口職員の対応、態度
- ・ 女性の服装が派手過ぎる
- ・ 職員が休憩中（昼）のため、対応してもらえなかった
- ・ 事務処理が遅い、待たされる

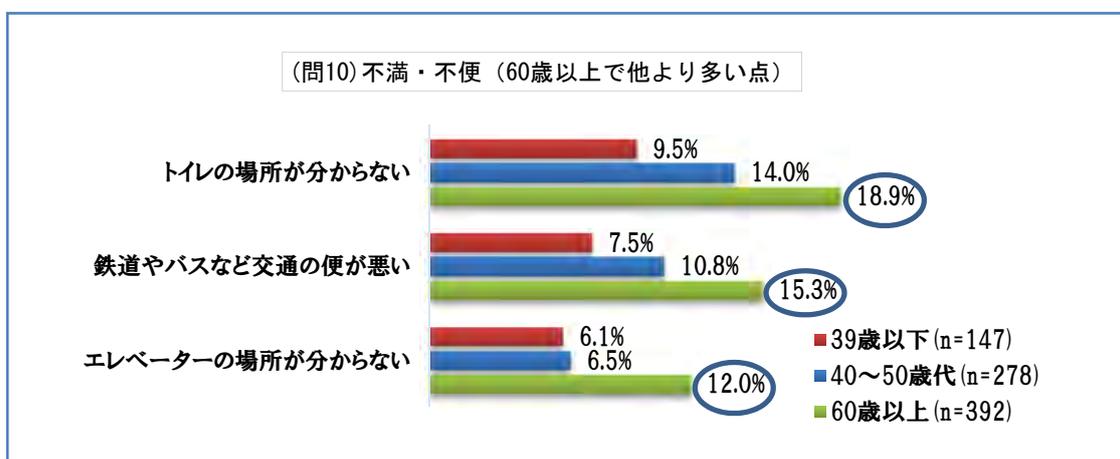
### 施設、レイアウトについて

- ・ 行きたい場所に行けない、位置が分かりにくい
- ・ 階段の場所が分かりにくい、エレベーターが利用しにくい
- ・ 本館、分館が分かれているので、廊下が寒い
- ・ 職員と相談、打合せをする場所がない
- ・ 静か過ぎて入りづらい、息苦しい感がある
- ・ 第二分館の入口の足元が悪い、暗くなる時間帯は、足元が怖い
- ・ 入口に施設の全体図がないので、行きたい所がわからない
- ・ 駅から遠い

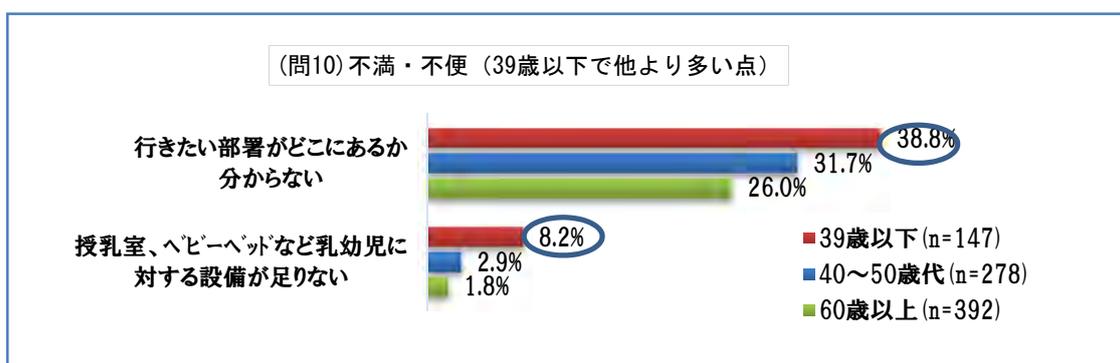
○不満・不便の最上位にある「駐車場・駐輪場が足りない」、「庁舎が分散して不便である」は、年齢階層で特に大きな差がない。



○60歳以上では、他の年齢階層と比較して、「トイレの場所が分からない」、「鉄道やバスなど交通の便が悪い」、「エレベーターの場所が分からない」が多い。

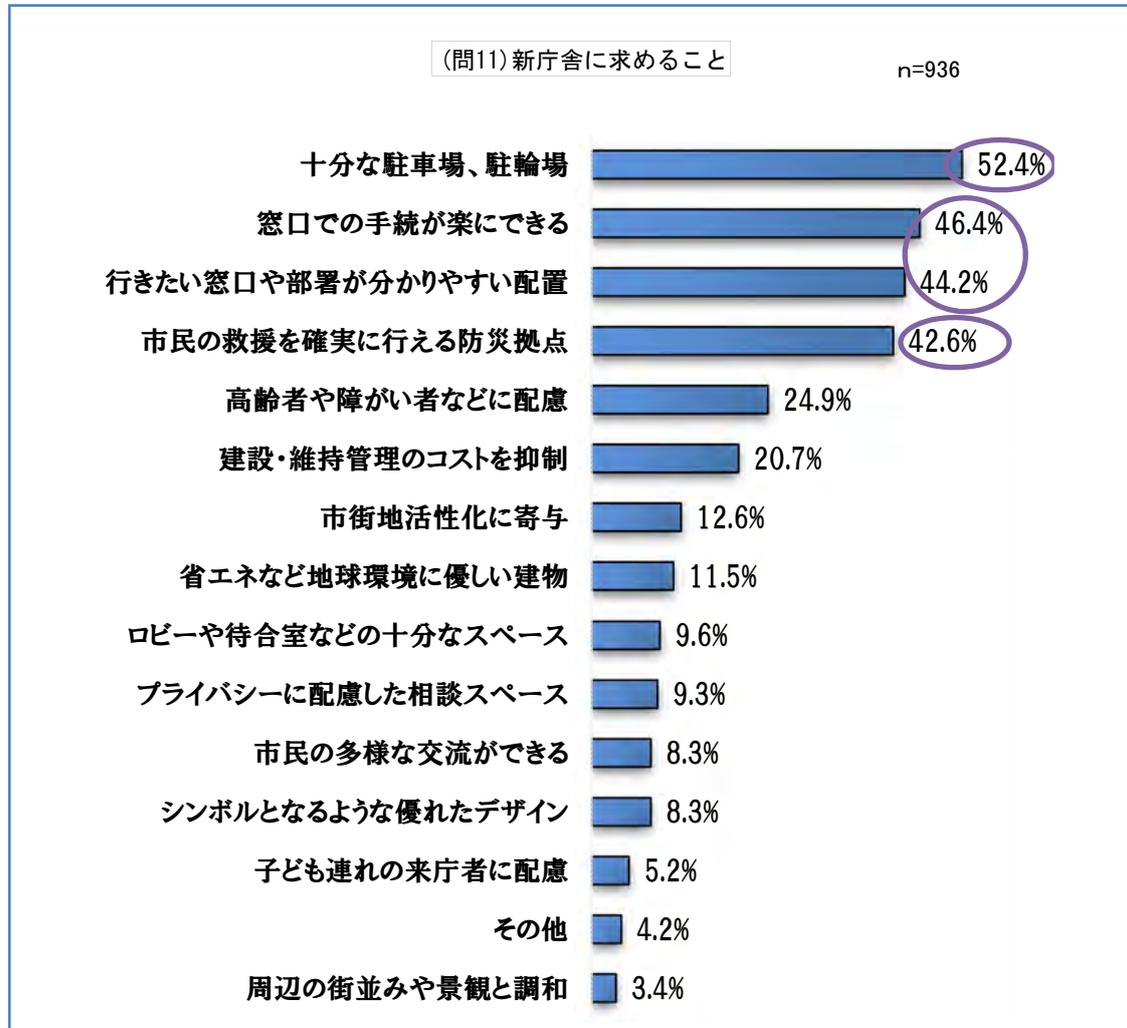


○39歳以下では、全体で3位になっている「行きたい部署がどこにあるか分からない」が特に多く、全体では不満は多くなかった「授乳室、ベビーベッドなど乳幼児に対する設備が足りない」は、他の年齢階層の約3~4倍と、特に差が大きくなっている。



#### (4) 新庁舎に求めること・重視すること

- 新庁舎に最も求めることは、不満・不便でも上位だった「十分な駐車場、駐輪場」で、半数を超えている。
- 次いで、「窓口の手続きが楽」や「分かりやすい配置」といった不便さの2位グループに対応する希望も、40%台で多い。
- 「防災拠点」も40%台で、災害への関心が高いことがうかがわれる。



## 新庁舎に求めること、重視することのうち「その他」についての記述内容

### 交通アクセスについて

- ・国道8号線、駅からのアクセスを良くする工夫
- ・駅からの交通手段

### 駐車場について

- ・駐車場から庁舎に至るまでの通路に雨除けがあること

### 受付について

- ・受付に案内する人を多く配置

### トイレについて

- ・十分なトイレの数
- ・温水手洗い洗面台、シャワートイレ

### 窓口について

- ・一つの窓口で手続きができること、各部署より職員が出向いての対応
- ・近くの部署同士で混んでいる窓口の対応
- ・時間延長、休日対応

### 職員について

- ・職員の対応が親切であること

### 付帯機能について

- ・売店以外の飲食店などがあって、くつろげるスペース
- ・自動販売機、売店
- ・喫煙できるスペース

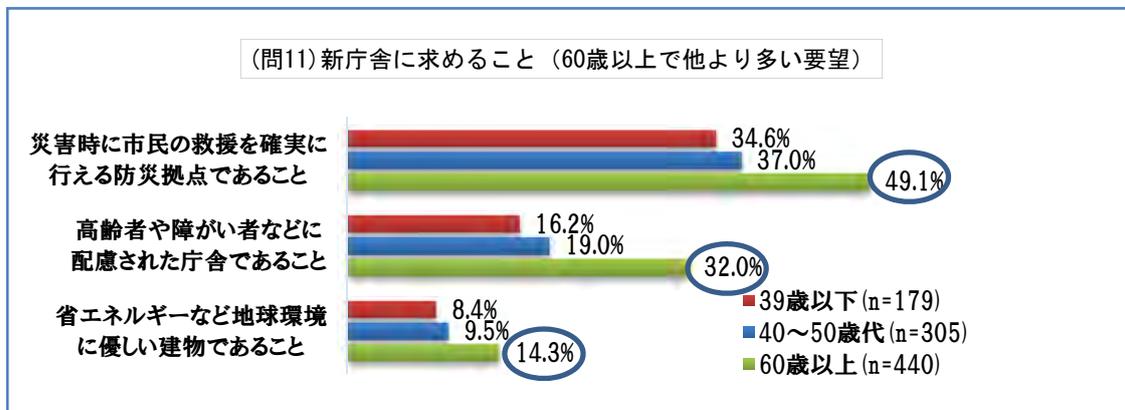
### 施設、レイアウトについて

- ・入口のホールにエレベーターを設置
- ・自然光がたくさん入る明るい庁舎
- ・複合施設
- ・木をいかした温かく、柔らかい雰囲気

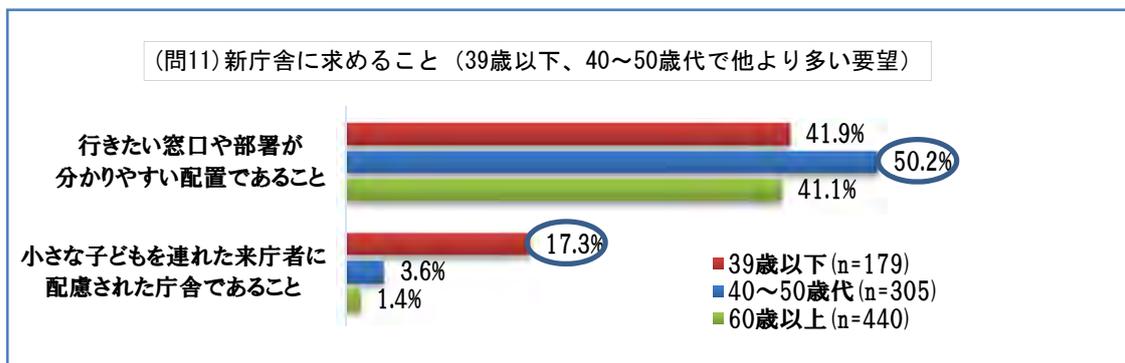
○最上位の「十分な駐車場、駐輪場があること」は、どの年齢階層でも最も多い要望で、年齢階層での大きな差がない。



○60歳以上で特に多い要望は、「防災拠点であること」や「高齢者や障害者などに配慮された庁舎であること」、「省エネルギーなど地球環境に優しい建物であること」で、「やさしい」ものを特に望んでいる傾向がある。

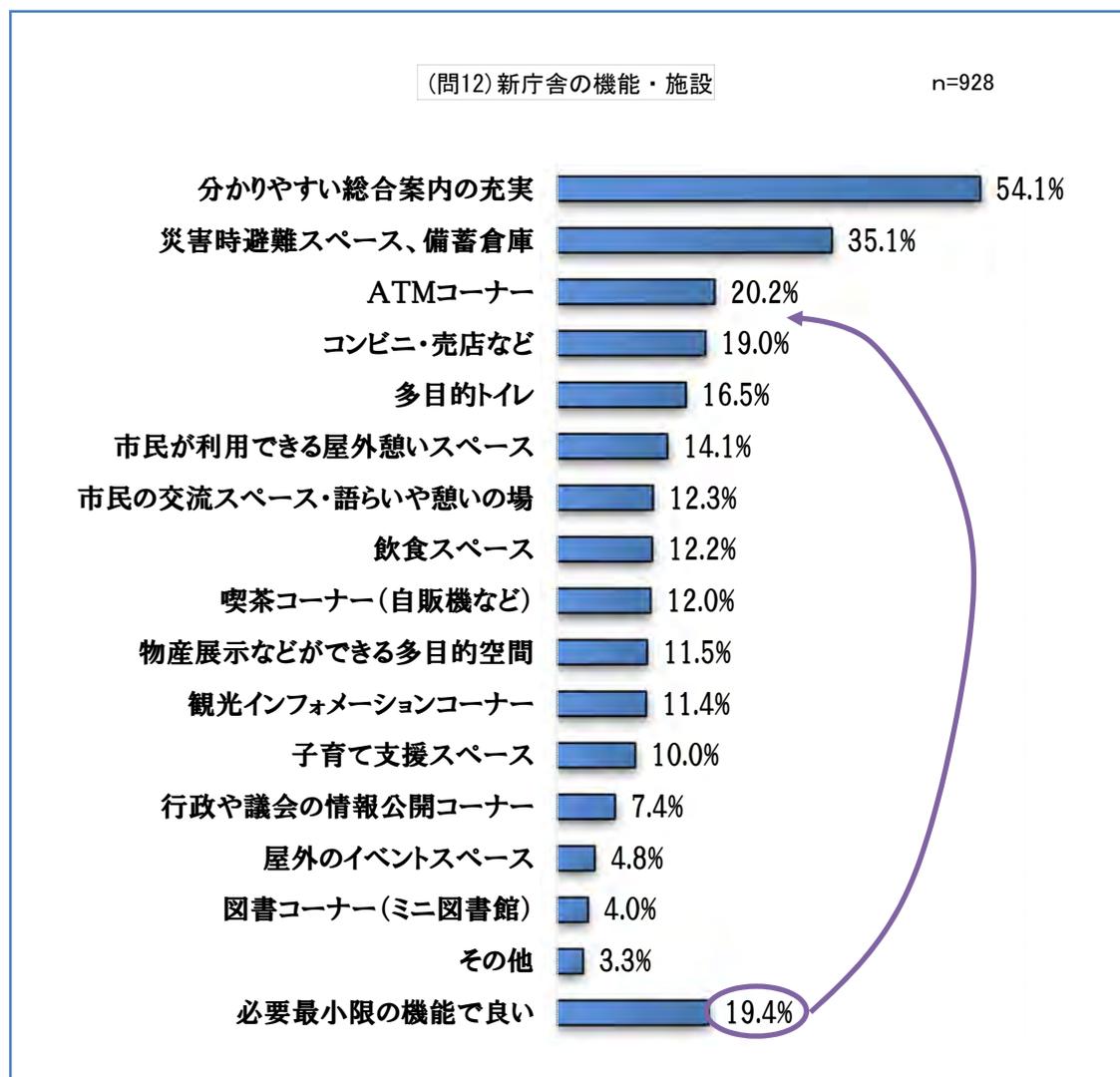


○39歳以下で特に多い要望は、「小さな子どもを連れた来庁者に配慮された庁舎であること」で、全体では下位の要望だが、この年齢階層では5位と上位になっている。40～50歳代で特に多いのは、「行きたい窓口や部署が分かりやすい配置であること」で、この年齢階層では駐車場・駐輪場に次いで2位となっており、「窓口での手続きが楽にできること」よりも分かりやすさをより優先させている。



## (5) 新庁舎に加える機能・施設

- 不満・不便でも上位にあった分かりにくさを解消する「分かりやすい総合案内の充実」の設置希望が最も多い。
- 求めること・重視することでも上位にあった防災機能の「災害時の避難スペース、備蓄倉庫」も、1/3 強と多い。
- 「必要最小限の機能でよい」という意見も、20%弱で4位にある点も注目される。



## 新庁舎に加えたい機能・施設のうちの「その他の加えたい機能」についての記述内容

### 交流機能について

- ・市民大ホール又はアリーナ
- ・料理教室など習い事のスペース
- ・道の駅を併設
- ・軽い運動施設
- ・市外、県外から来られる方にアピールできるような施設
- ・個展開催のスペース
- ・小学生が遊べる屋内スペース

### テナント機能について

- ・誰でも利用可能な食堂又はレストランの様な飲食機能
- ・柏崎コミュニティ放送（FMピッカラ）
- ・郵便局

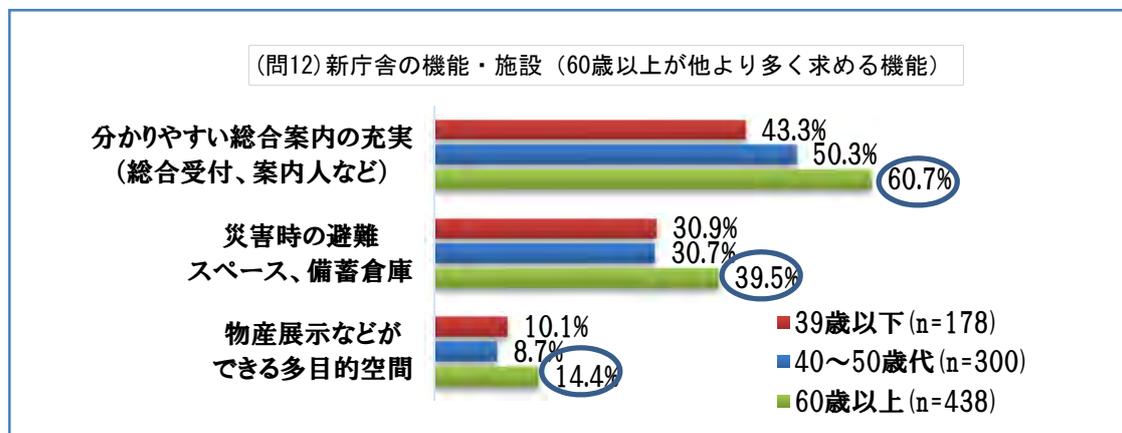
### 行政機能について

- ・困り事の相談窓口
- ・市民の声を聞く、すぐ動く課
- ・分かりやすい部署の配置であること
- ・一つの窓口で全ての手続が完結

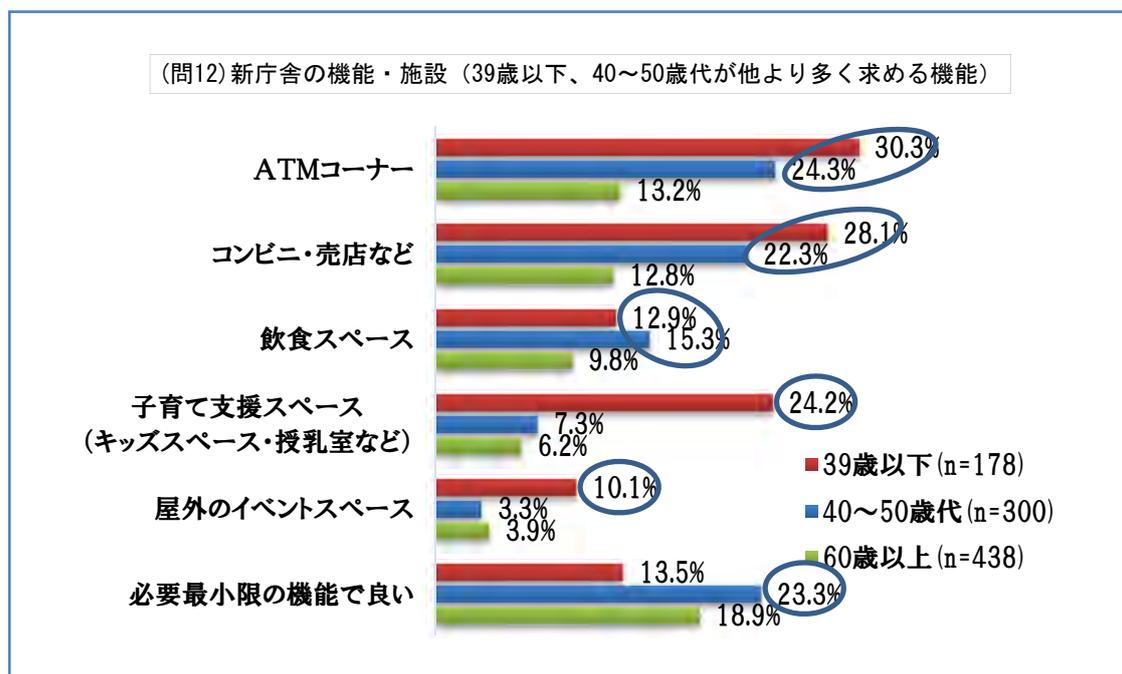
### その他機能

- ・缶、ペットボトル等資源物をいつでも出せるスペース
- ・軽く仮眠ができるスペース又は個室
- ・来庁者が利用できるパソコンの設置
- ・喫煙できるスペース
- ・古着回収容器の設置
- ・上階にマンション（公営住宅ではない）
- ・切手、証紙、指定ゴミ袋、粗大ごみ券等の専門売店
- ・JR柏崎駅やバスターミナルとの連携、冬季の通路確保
- ・柏崎市のシンボルとなるような機能
- ・分散している保健所、税務署などを集約

○60 歳以上が他の年齢階層よりも多く求めているのは、「分かりやすい総合案内の充実」、「災害時の避難スペース、備蓄倉庫」、「物産展示などができる多目的空間」で、全体の1位、2位を他の年齢階層よりもより求めている。



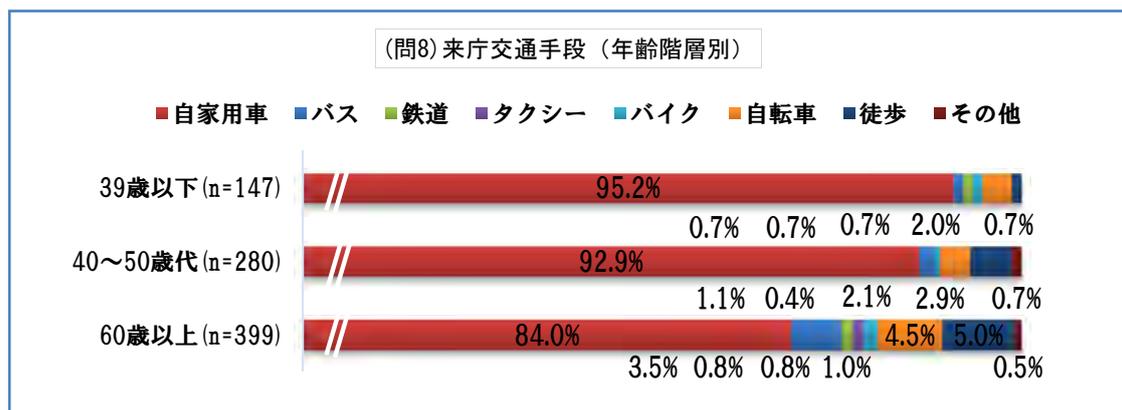
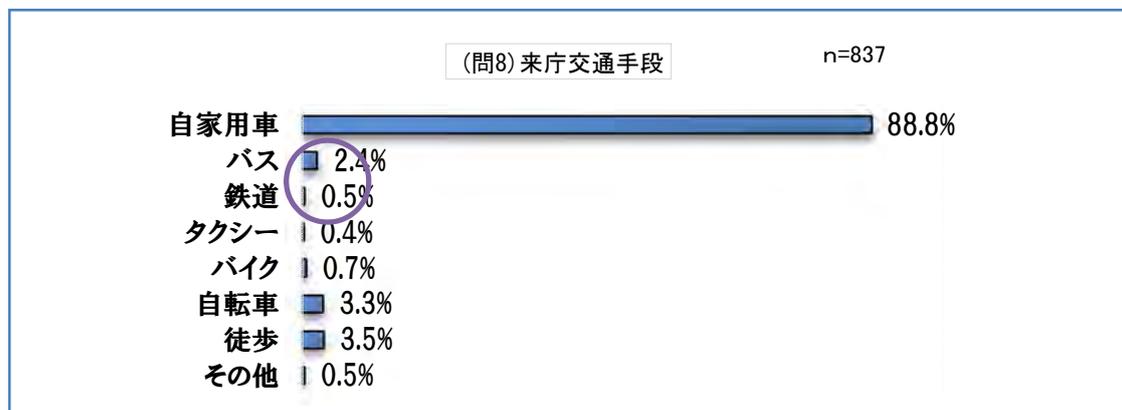
○39 歳以下や 40~50 歳代が多く求めているのは、「ATM コーナー」、「コンビニ・売店など」「飲食スペース」で、商的利便機能をより求めている。39 歳以下では、「子育て支援スペース」への要望が特に多く、充実が求められている。



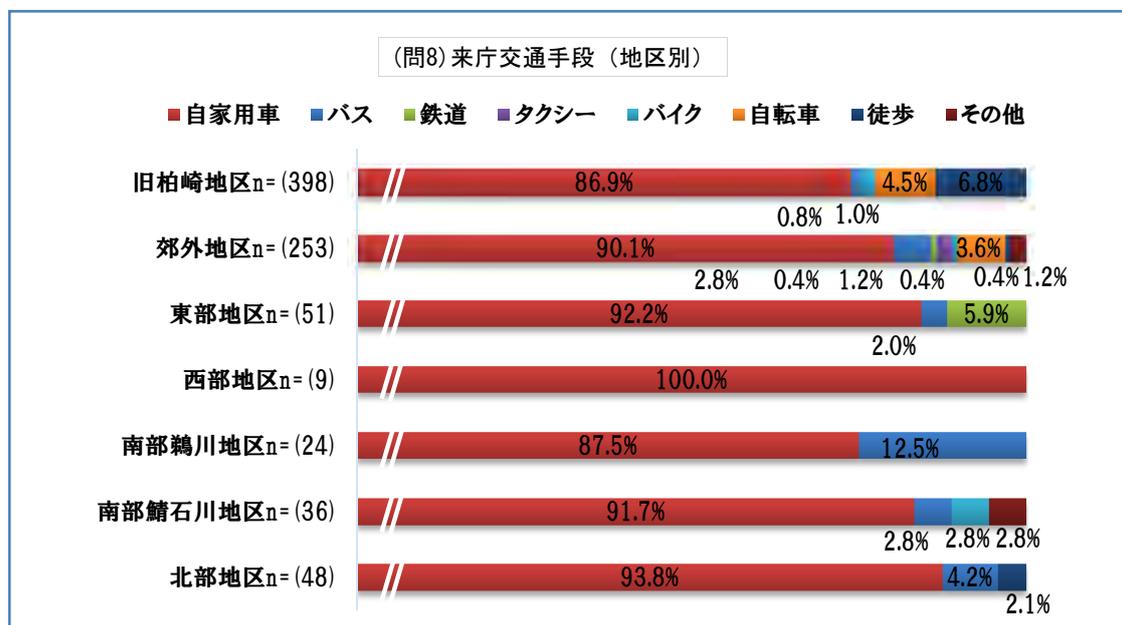
## (6) 庁舎への交通手段

○現状では、ほとんどの来庁者が「自家用車」を利用している。公共交通機関を利用しているのは5%未満である。

○60歳以上では、「自家用車」は80%台になり、「バス」、「自転車」、「徒歩」の利用が多くなっている。



○地区別では、全地区で自家用車が85%を超えているが、旧柏崎地区では「自転車」や「徒歩」、東部地区では「鉄道」、南部鵜川地区では「バス」も利用されている。

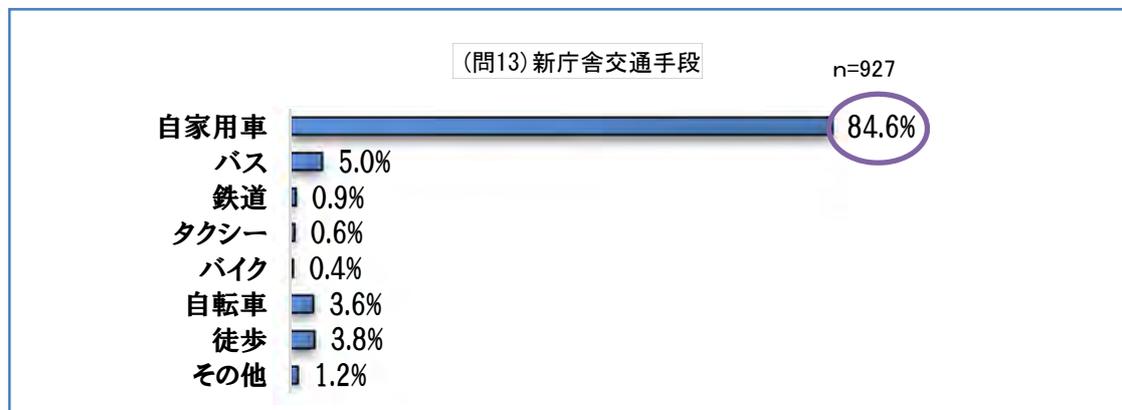


7地区区分	17地区区分
旧柏崎地区	旧柏崎地区
郊外地区	荒浜地区、西中通地区、北鯖石地区、田尻地区、高田地区
西部地区	米山地区、上米山地区
東部地区	中通地区、北条地区
南部鵜川地区	上条地区、黒姫地区
南部鯖石川地区	中鯖石地区、南鯖石地区、高柳地区
北部地区	高浜地区、西山地区

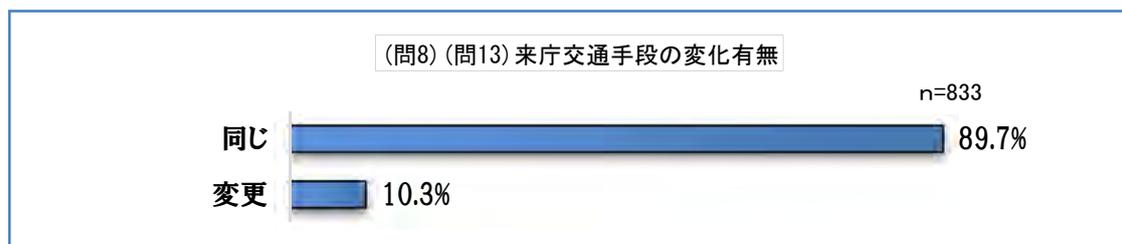
7地区区分と17地区区分



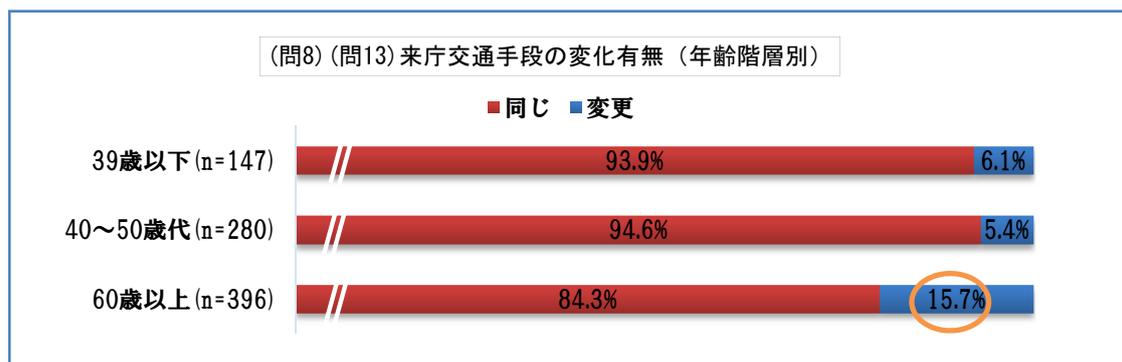
○新庁舎に移転した場合の来庁手段でも、約 85%が「自家用車」での来庁を想定している。



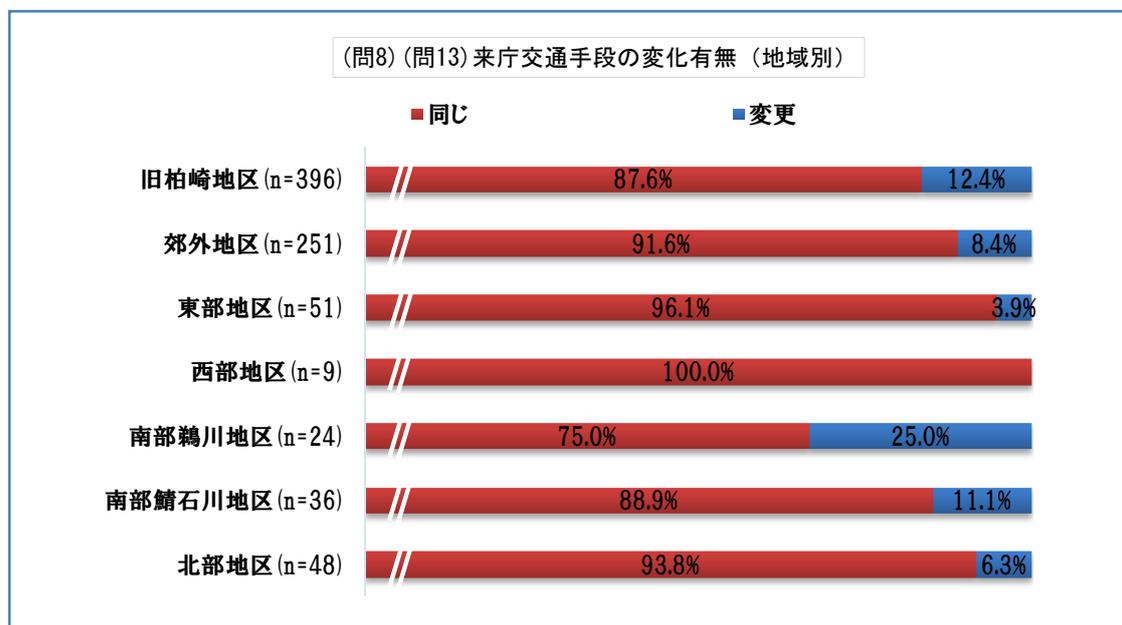
○来庁経験者に限って、これまでと新庁舎になった際の利用交通手段が変わると想定している人は、約 10%にとどまる。



○60 歳以上では、新庁舎になって利用交通手段が変わるとする人が他の年齢階層よりも多い。自由回答で「自分で車が運転できなくなるから」という意見がみられる。



○地区別では、南部鵜川地区が25%変わるとして最も多いが、人口の多い旧柏崎地区で約12%、郊外地区でも約8%が変わるとしている。



7地区区分	17地区区分
旧柏崎地区	旧柏崎地区
郊外地区	荒浜地区、西中通地区、北鯖石地区、田尻地区、高田地区
西部地区	米山地区、上米山地区
東部地区	中通地区、北条地区
南部鵜川地区	上条地区、黒姫地区
南部鯖石川地区	中鯖石地区、南鯖石地区、高柳地区
北部地区	高浜地区、西山地区



## (7) 新庁舎の建設に当たっての御意見や御提案

### 【1. 新庁舎（日石町）に関すること】

#### 新庁舎建設について

- ・市民のことを考えた庁舎に期待（広くて、便利、分かりやすい）
- ・分散された庁舎の改善（高齢者、乳幼児に不便なつくりの解消）
- ・柏崎の活性化の原動力として期待
- ・柏崎及び県内の資源をいかした設計や施設整備を希望

（新庁舎建設を地産地消、市民総参加型で）

- ・市民への説明や意見交換が必要

#### 建設地（位置）について

- ・駅、バスターミナルが近く、利用しやすい（市民の行きやすさ）
- ・市役所が、アルフォーレやブルボン本社と連動し市の活性化拠点となるよう期待
- ・過去の水害エリアで、地盤が悪く安全面が心配

#### 外観・景観について

- ・機能的で清潔なイメージを希望
- ・塩害に強い建物、季節風を考えた駐車場

#### 建設費について

- ・建設、維持管理コストの抑制
- ・エコ機能の導入によるランニングコストの抑制（太陽光発電、LED 照明、地中熱利用、風力発電）

#### 防災機能について

- ・災害拠点として、水や食糧の備蓄倉庫が必要
- ・災害拠点として、庁舎周辺のスペース確保が必要
- ・地震に強い建物

#### 庁舎内について

- ・市民に分かりやすい窓口の配置・案内表示、手続が同一フロアでできること
- ・窓口にブースを設置（プライバシーを守る）
- ・自然光が入る明るい庁舎

#### 附帯機能について

- ・子どもを遊ばせられるスペース
- ・市民が気軽に入れる開かれたスペースやくつろげるスペース
- ・日常的に利用できる市民交流の拠点
- ・市民が利用できる食堂、売店、カフェ
- ・来庁者用駐車スペースの確保

## 【2. 新庁舎周辺のまちづくりに関すること】

### 交通について

- ・ 駅が近く、電車・バス利用が便利、市役所前に必ず停車
- ・ 国道8号線からのアクセスを検討
- ・ 駅やバスターミナルからの連絡通路の整備
- ・ 自転車道路の整備

### 公共機関について

- ・ 公共の建物や国・県の出先機関の集約、集中（官庁ゾーン）
- ・ 来庁者の次の目的を考えたまちづくり（郵便局や銀行）

### 商業について

- ・ スーパーやコンビニの出店
- ・ 朝市や市場の開設
- ・ 電車、バス利用者が待ち時間を過ごすスペース

### 観光について

- ・ 観光案内所や物産館、観光名所のPR
- ・ 石油、機械産業で発展した柏崎の歴史のPR
- ・ 市民、観光客が楽しめる催事の開催

### まちづくりについて

- ・ コンパクトなまちづくり（駅周辺で全ての用事を済ませることができる）
- ・ 柏崎駅周辺の活性化
- ・ バスターミナル、タクシー乗り場の整備

### 交流の場について

- ・ 緑のある公園
- ・ 親子連れや高齢者が休憩したり、遊べたりできる施設
- ・ 屋根付きの子どもの遊び場
- ・ ランニングやウォーキングができるコース

### 【3. 現庁舎・跡地（中央町）の活用に関すること】

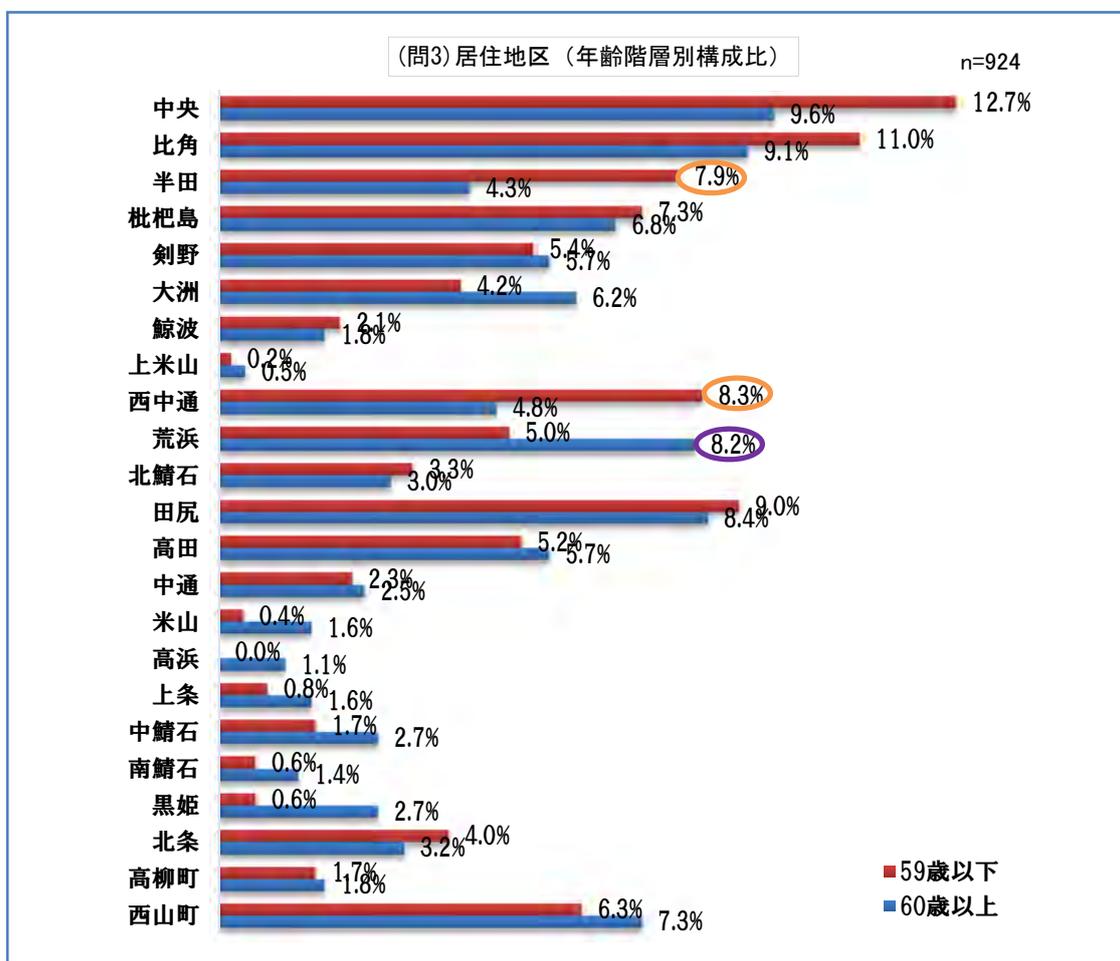
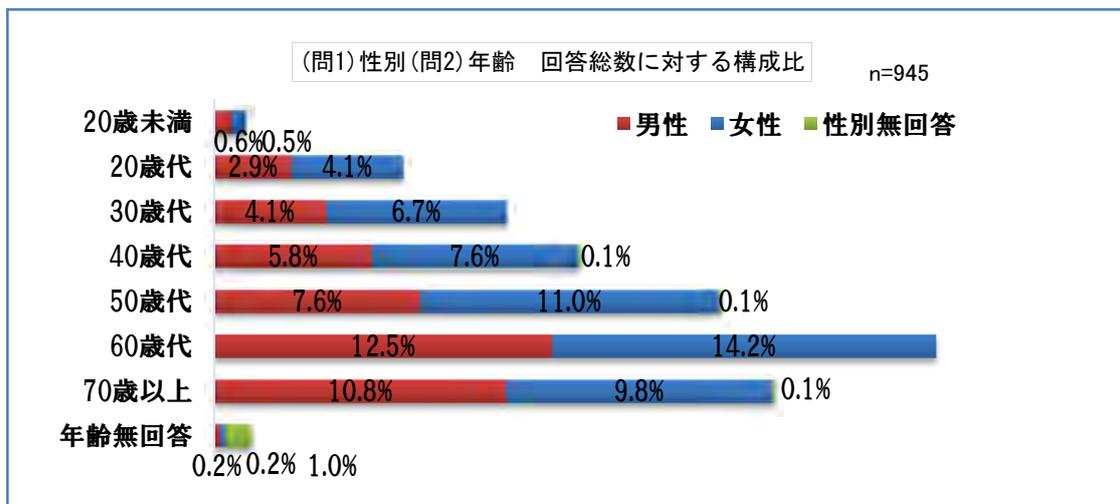
#### 施設について

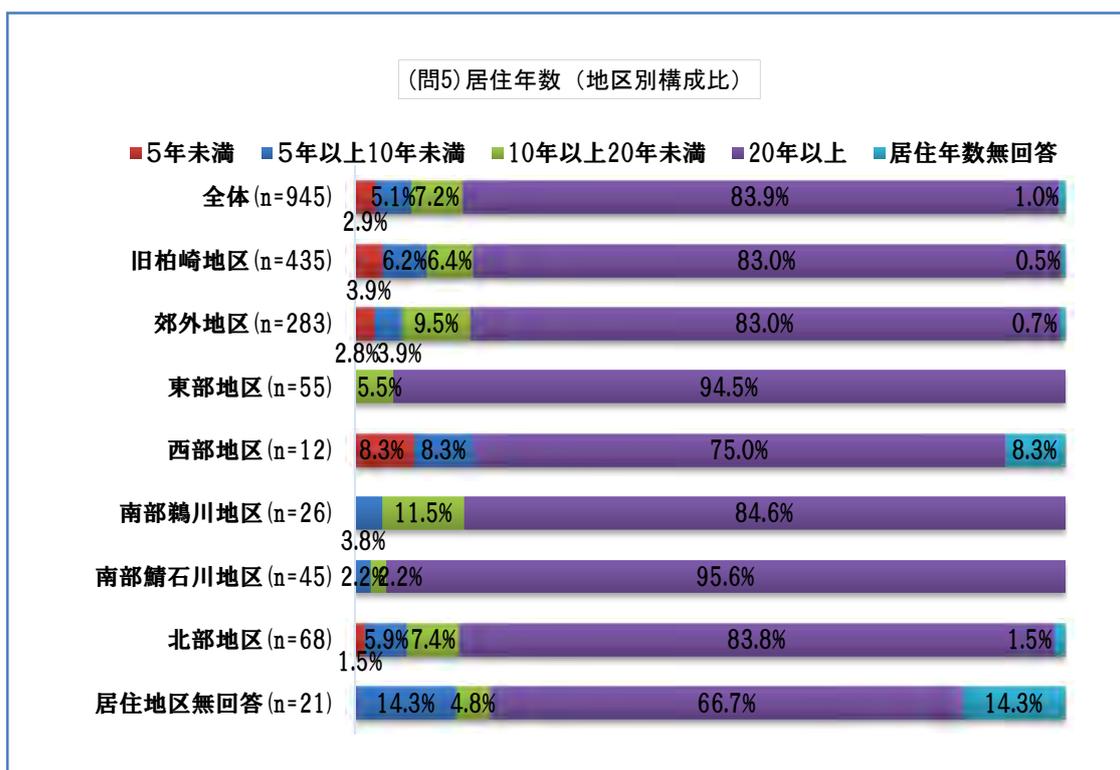
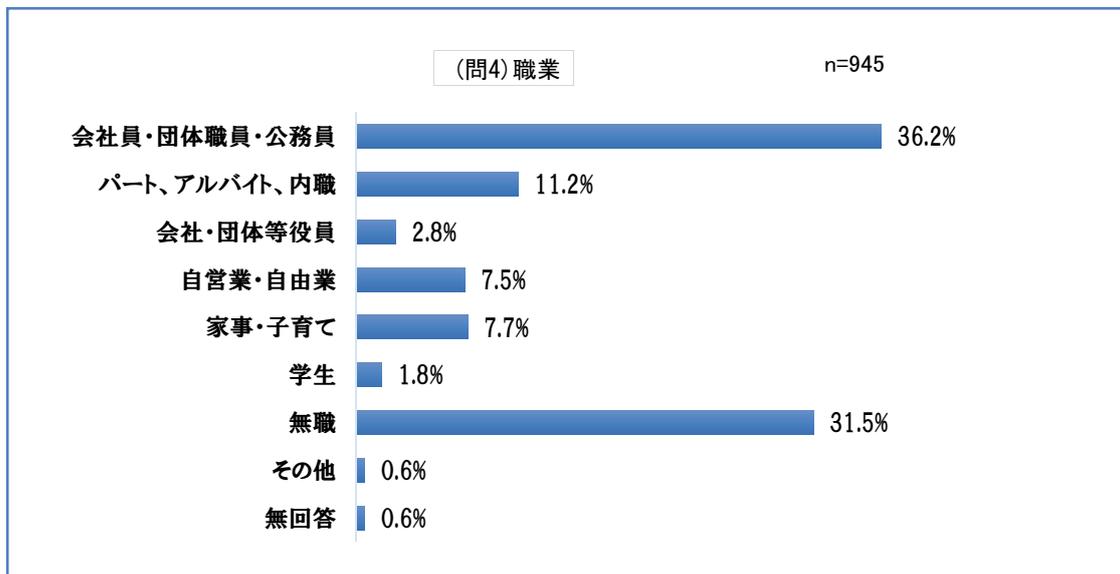
- 子育て支援施設
- 全天候対応の屋外スポーツ施設
- 産業交流施設（例：ハイブ長岡、朱鷺メッセ）
- 総合病院
- 公営住宅
- 老人ホーム等、福祉関連施設
- 商業施設の誘致
- 映画館や娯楽施設
- 健康支援施設（健康づくり支援店の食事提供、エクササイズ教室）

#### 土地について

- 公園（災害時の避難場所）
- 民間へ売却（民間業者のアイデアを活用）
- 駐車場
- 住宅地として活用

## (8) 市民回答者のプロフィール





## II. 職員アンケート

### 1. 調査方法

#### (1) 調査の目的

現庁舎は、老朽化、狭あい化による分庁舎方式において市民サービスの低下を招いています。これら課題を解消するべく、市では、これまで新庁舎の整備について検討を進め、議会や地域懇談会で説明を行ってきました。

そして、これまでの検討の結果、市民の利便性、中心市街地の活性化、建設期間及び建設費用の圧縮などの観点から、新庁舎の建設場所を日石町3・4街区（文化会館アルフォーレ西隣）とし、議会の承認を得て用地取得をしました。

新庁舎を建設するに当たり、現庁舎の利用状況及び新庁舎に求められる機能につき、実際に執務する職員目線での意見も取り入れるべくアンケートを実施しました。

#### (2) 調査方法

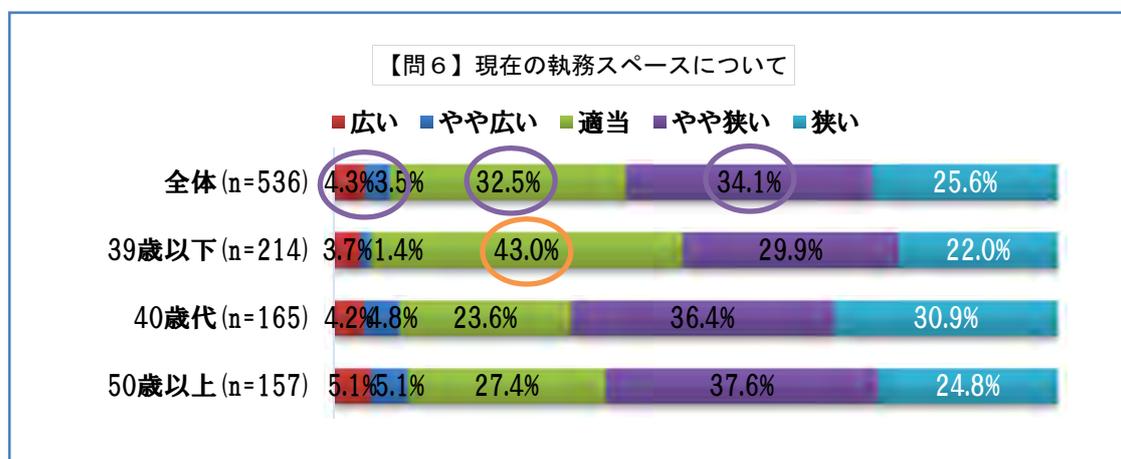
調査対象者	柏崎市職員（正職員・非常勤職員・再任用職員含む）
調査期間	平成27年5月27日（水）～6月3日（水）
調査方法	web形式のアンケート （グループウェア「desk net 's」のインフォメーション機能にアンケートページのURLを掲載し、実施）
回収数	536人
回収率	—

### 2. 職員アンケート結果

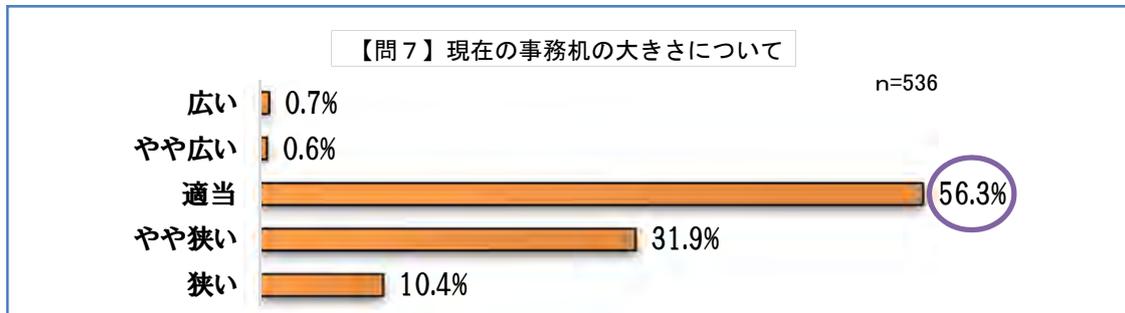
#### (1) 職員の執務環境

○職員の執務スペースについては、「適当」と「やや狭い」がそれぞれ1/3前後で、「広い」「やや広い」という意見を合わせても10%未満となっている。

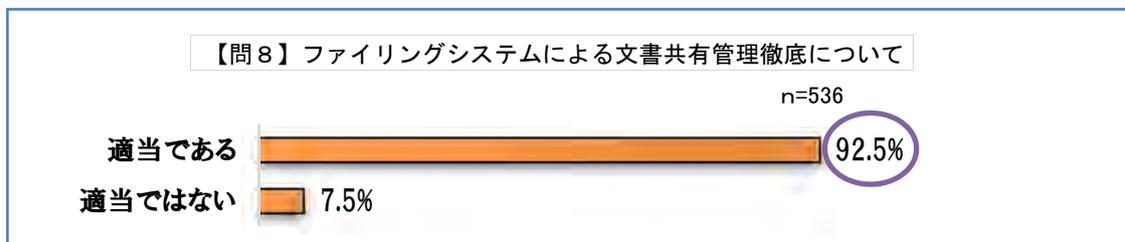
○39歳以下では、「適当」が43%と特に多くなっている。



○事務機の大きさについては、「適当」が半数以上を占めている。年齢階層の差は特にな  
い。

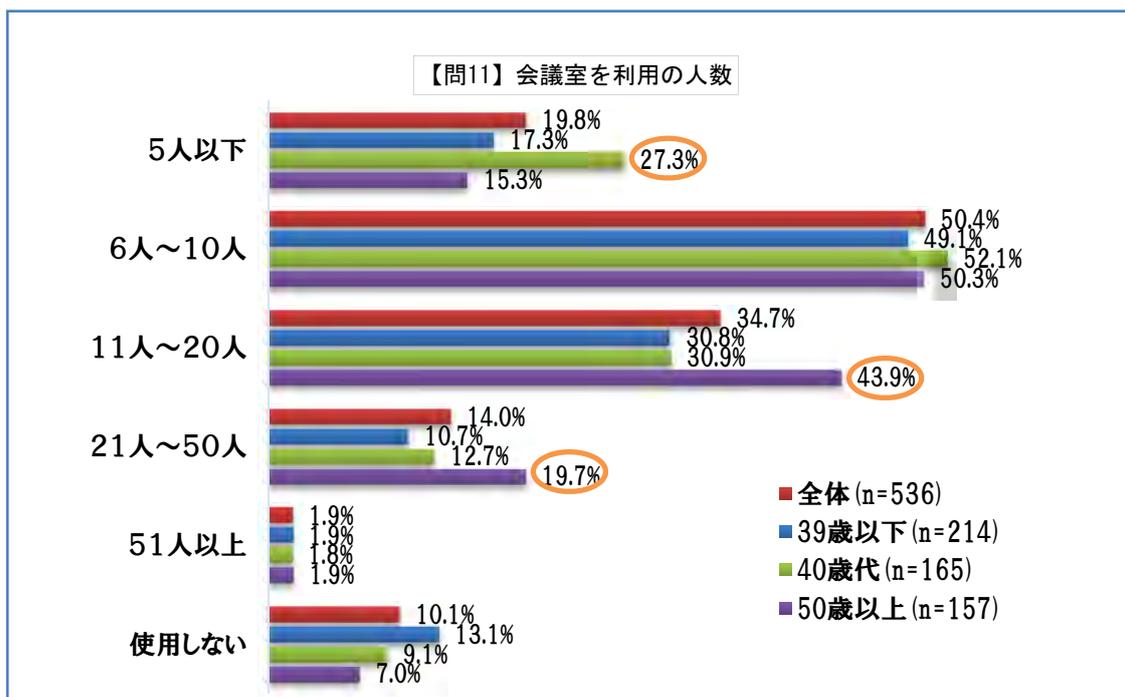


○新庁舎でのファイリングシステムの採用については、9割以上が適当と回答している。  
年齢階層の差は特にない。



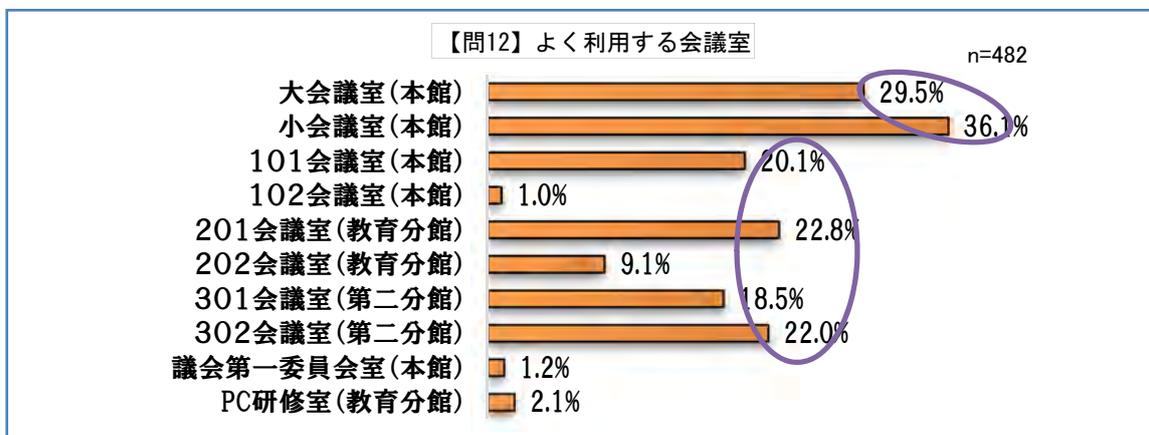
## (2) 会議室の利用

○会議室は、6～10人での利用が最も多く、年齢階層に関係なく50%前後を占める。  
50歳以上では、「11～20人」、「21～50人」で他の年齢階層よりも多く、より大き  
な会議に出ている。

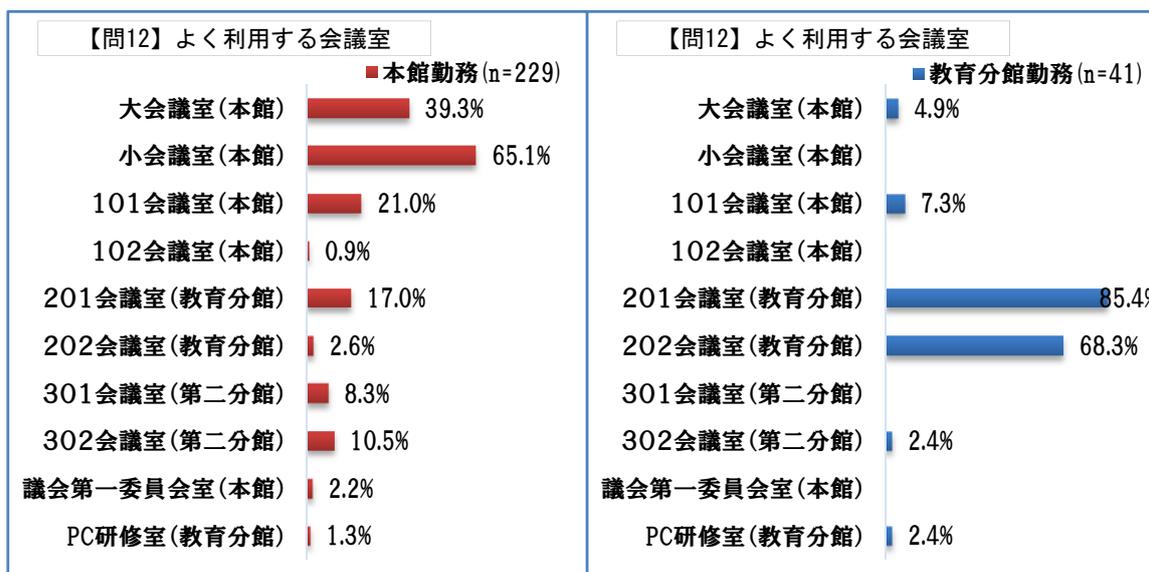


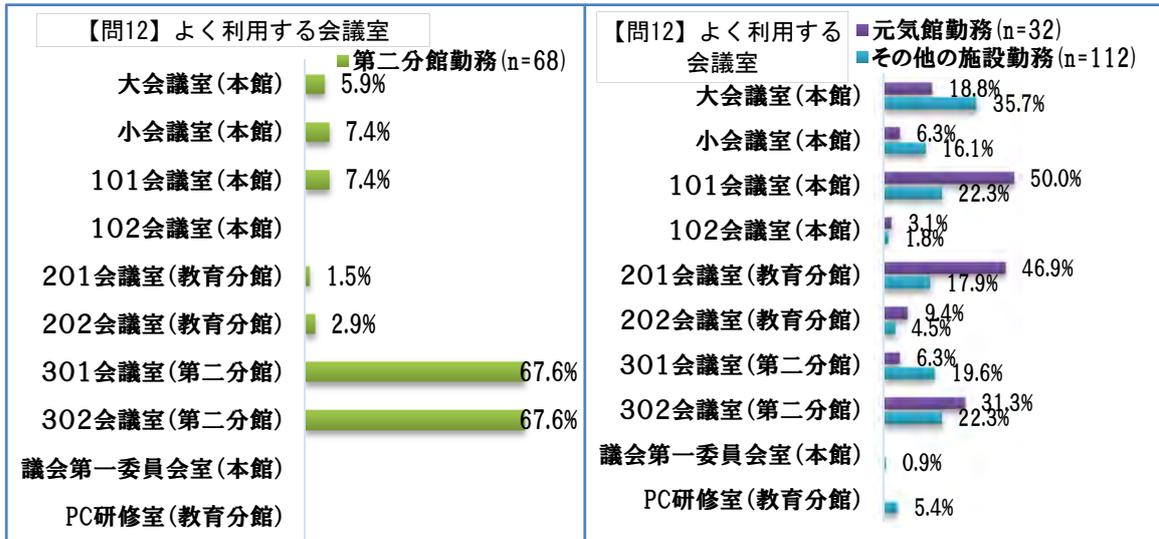
○よく利用されているのは、本館小会議室、大会議室で30%前後となっている。

○本館 101 会議室、教育分館 201 会議室、第 2 分館 301 会議室、302 会議室が20%前後で3位グループとなっている。



○勤務地ごとに分けて集計すると、本庁舎勤務の人は、それぞれの勤務地の会議室をよく利用している。

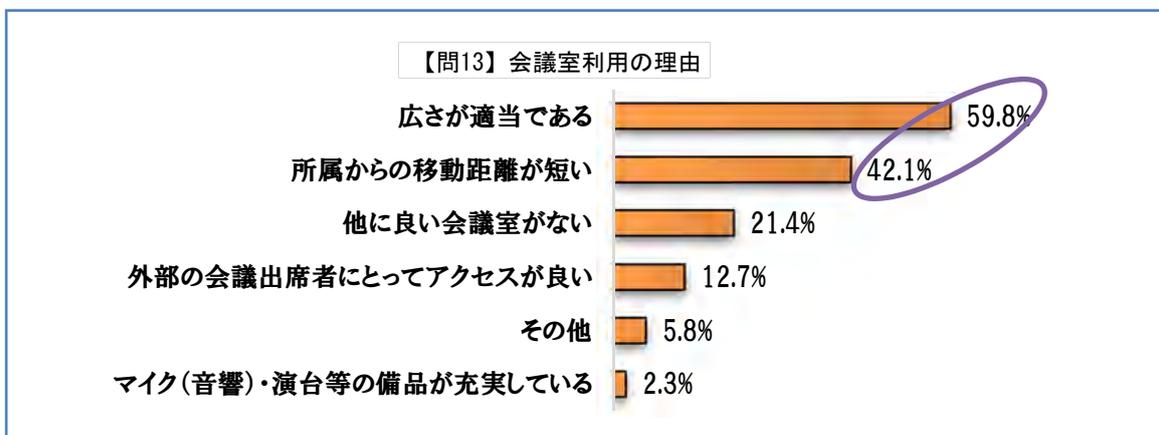


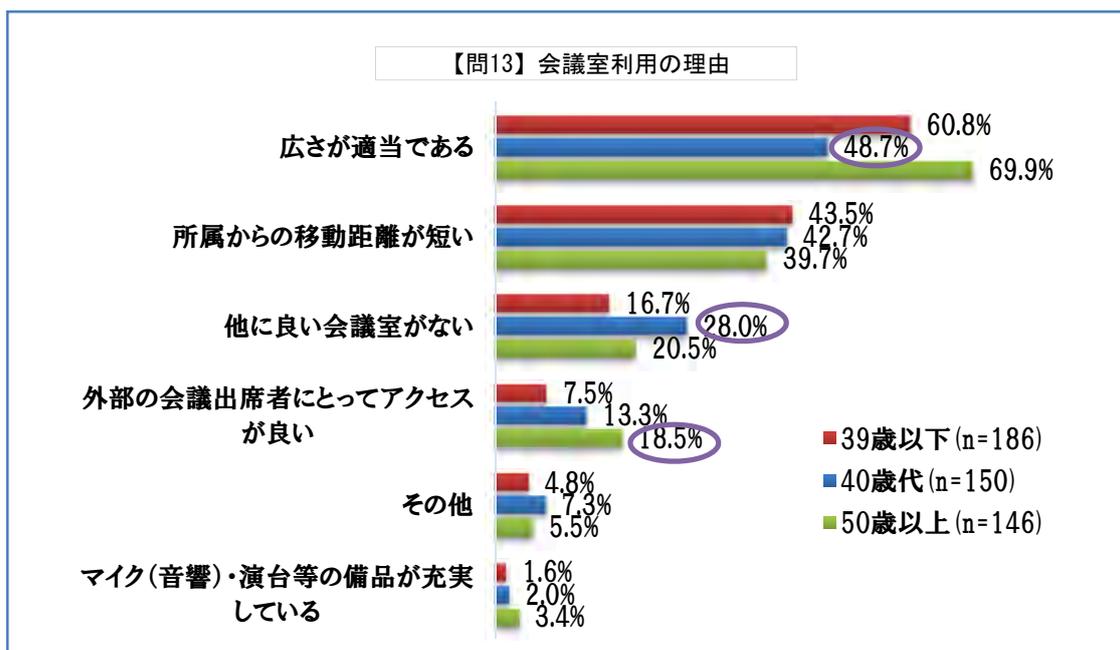


### (3) 会議室利用の理由

○会議室の利用理由は、「広さが適当である」が約 60%と最も多く、「所属からの移動距離が短い」が約 40%で、この二つが特に多い。

○40 歳代は、他の年齢階層と比較して「広さが適当」が少なく「他に良い会議室がない」が多い。50 歳代は、「外部の会議出席者にとってアクセスが良い」が他の年齢階層と比較して多く、参加している会議による違いが見られる。

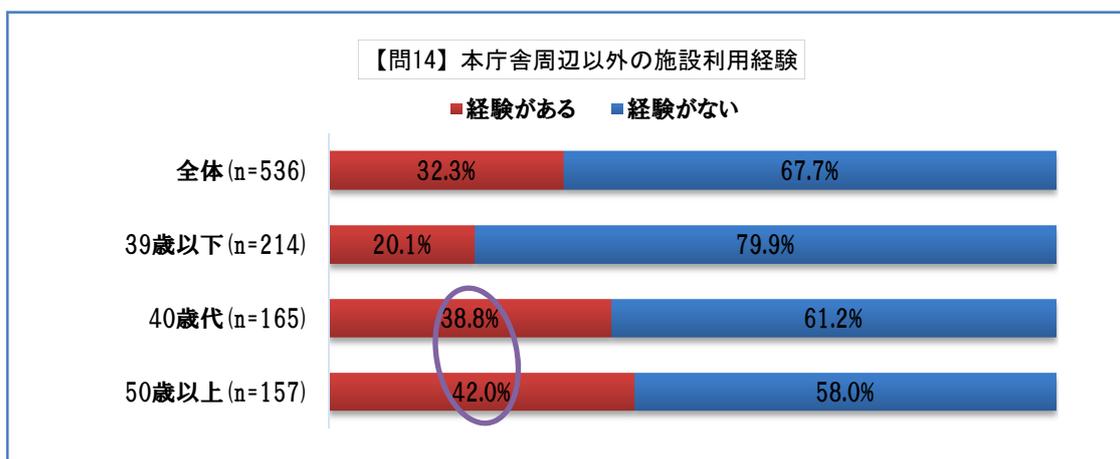




#### (4) 本庁舎周辺以外の会議スペースの使用

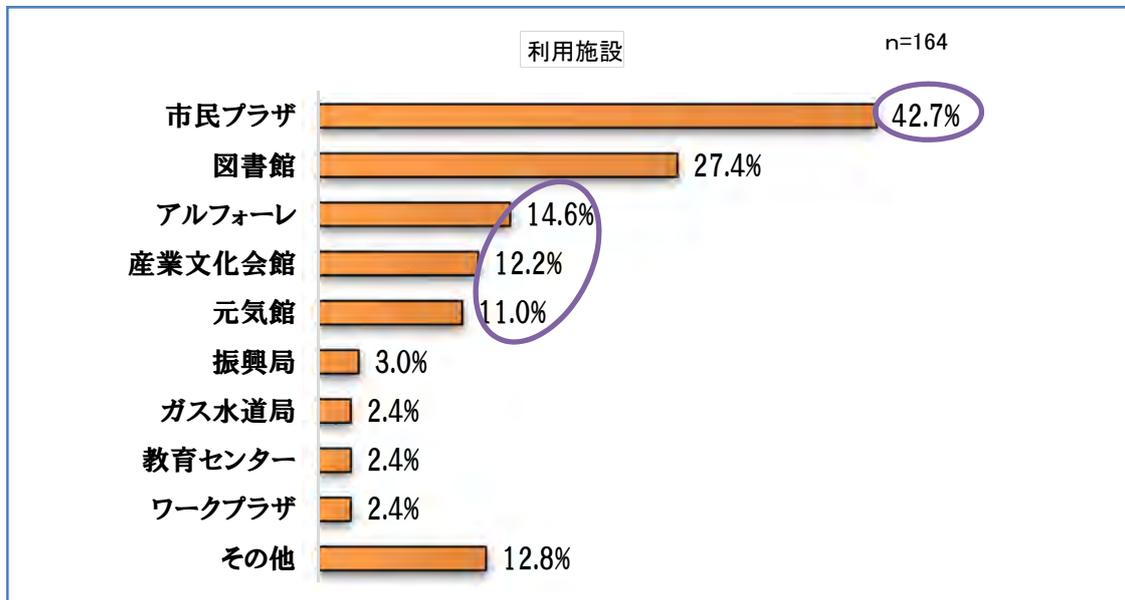
○本庁舎周辺（本館・教育分館・第二分館）以外の会議スペースを使用した経験があるのは、約30%である。

○39歳以下は利用経験が少ないが、40歳代以上と50歳以上では40%前後と、年齢階層での差が見られる。



○使用されているのは、「市民プラザ」が40%強と最も多く、2位が「図書館」で30%弱となっている。

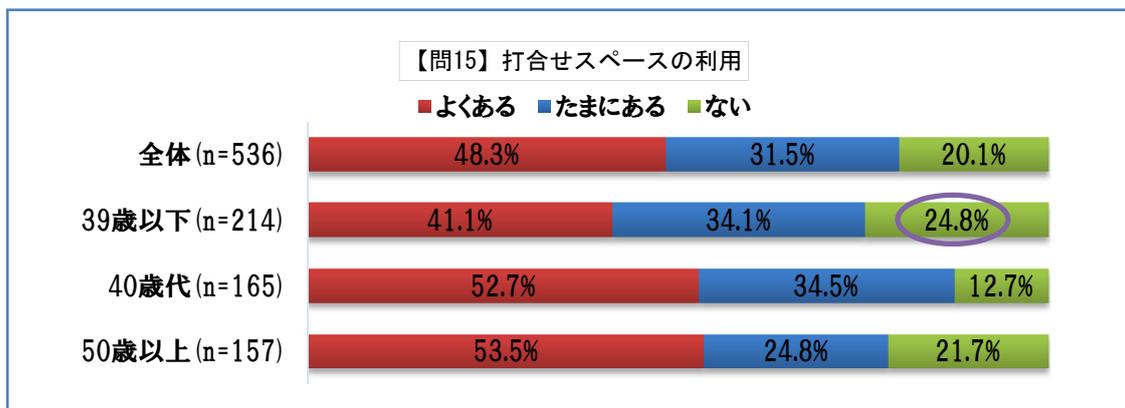
○アルフォーレ、産業文化会館、元気館が10%台前半で3位グループとなっている。



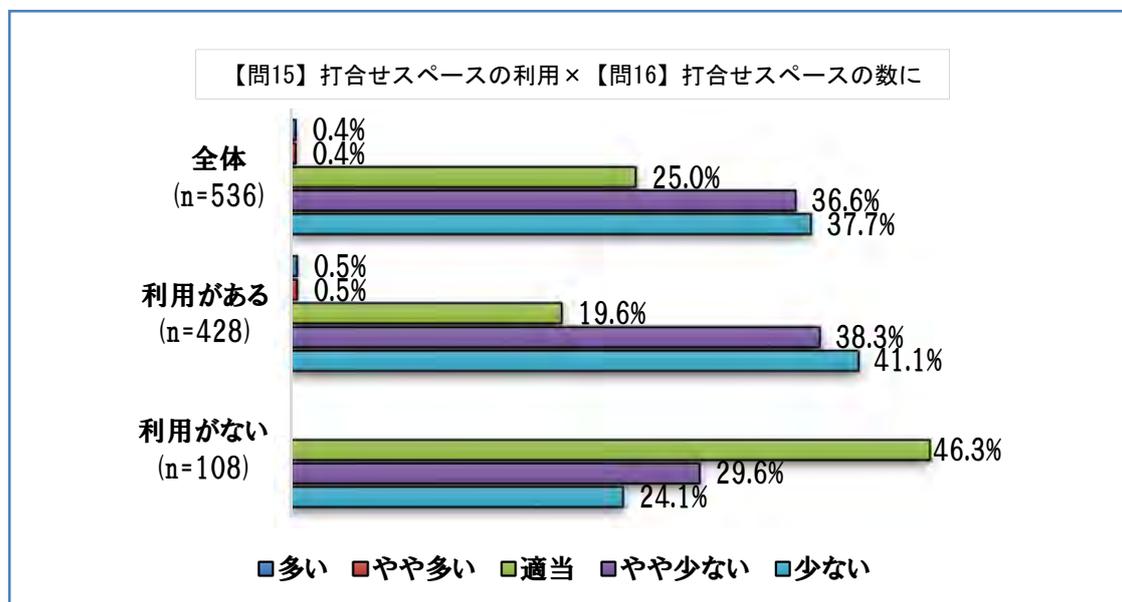
### (5) 会議室以外の打合せスペースの利用

○会議室以外の打合せスペースを利用しているのは、「よくある」と「たまにある」を合わせると、約80%に上る。

○39歳以下では、打合せスペースの利用が「ない」が他の年齢階層よりも多く、打合せスペースの利用頻度が最も少なくなっている。



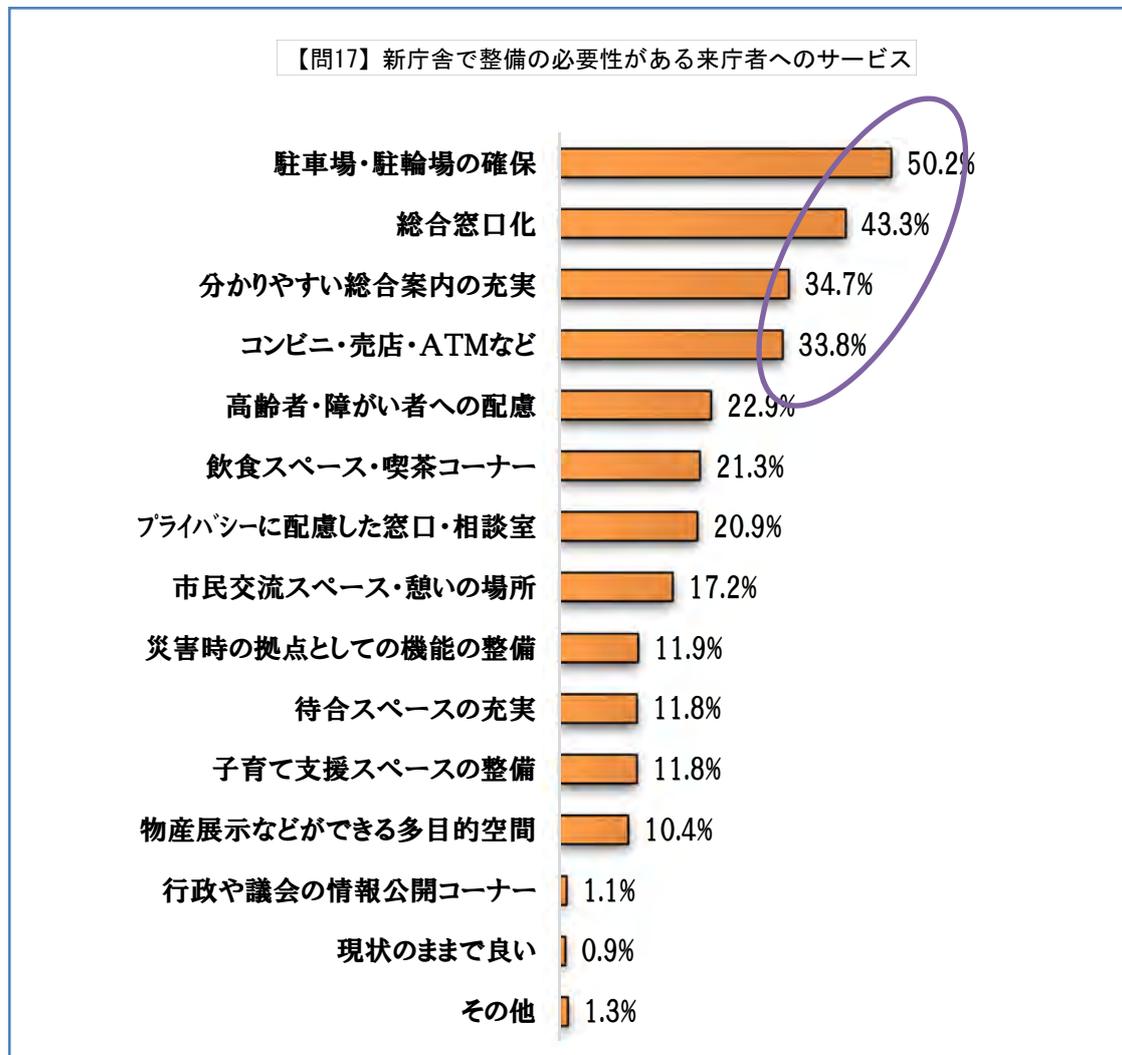
- 利用スペースの数は、「やや少ない」と「少ない」を合わせて70%以上となる。
- 「利用がある」職員はスペースが「少ない」と回答し、「利用がない」職員は「適当」が多くなっており、利用しているからこそ少なく感じている人が多いと見られる。



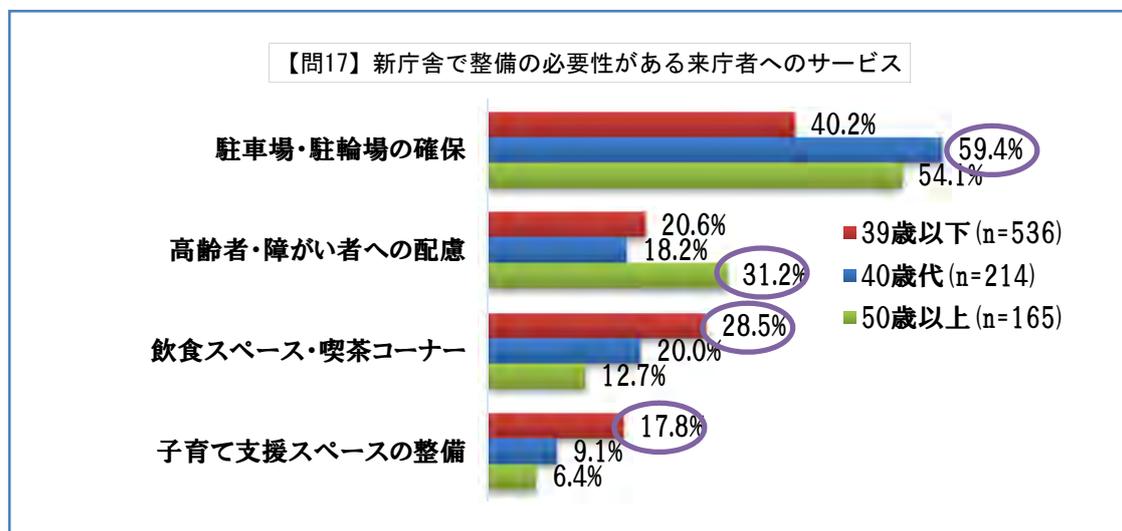
## (6) 新庁舎で整備が必要なサービス

○来庁者向けサービスとして、「駐車場の確保」、「総合窓口化」、「わかりやすい総合案内の充実」「コンビニ・売店・ATMなど」が1/3以上の意見を占める。

○市民アンケートの新庁舎に求めること、機能・施設の上位とほぼ同じ項目が上位になっている。



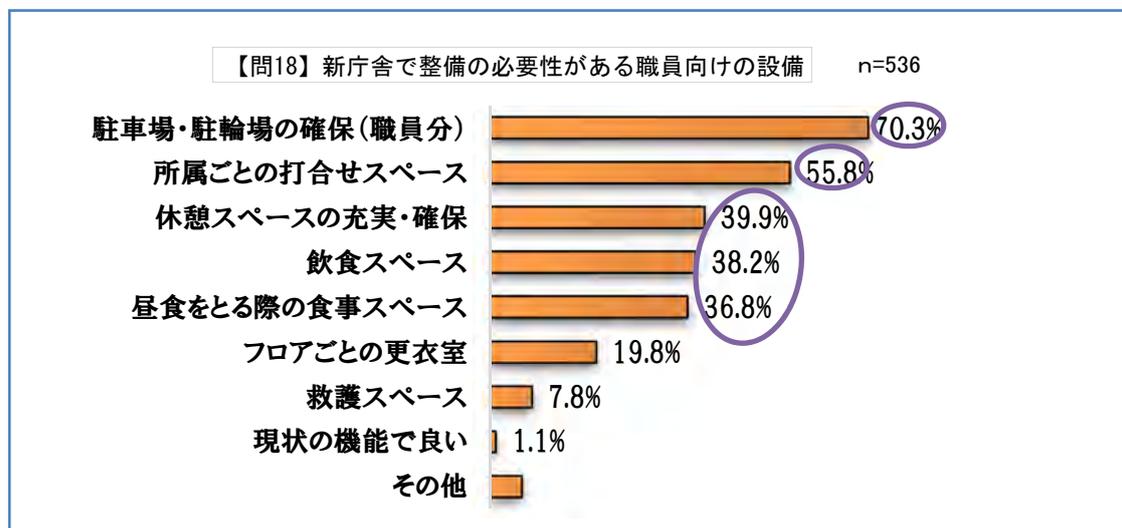
○年齢階層別に特に差が大きなサービスを挙げると、39歳以下では「飲食スペース・喫茶コーナー」や「子育て支援スペースの整備」が特に多く、40歳代では「駐車場・駐輪場の確保」が特に多く、50歳以上では「高齢者・障がい者への配慮」が特に多くなっており、住民アンケートの年齢階層別の傾向と似ている。



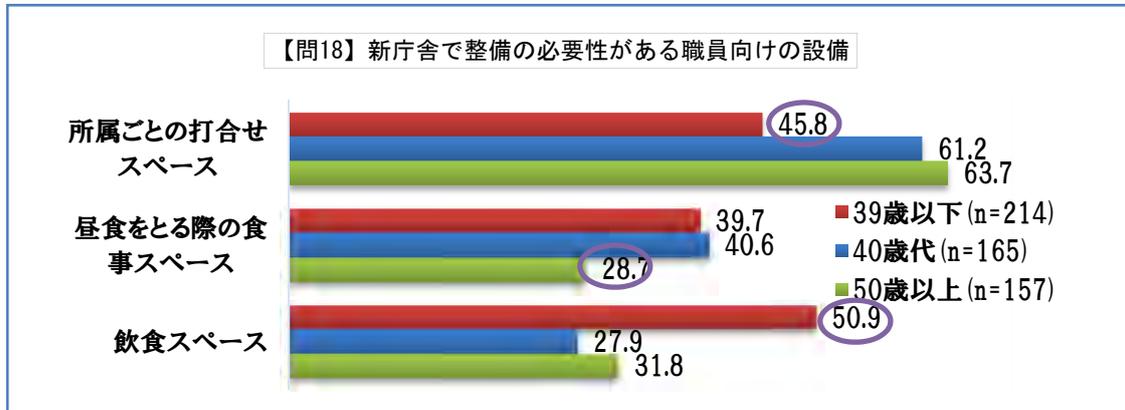
○職員向けの設備としては、「駐車場・駐輪場の確保」が来庁者と同様に1位である。

○業務で少ないという意見の多い「打合せスペース」も、半数を超えている。

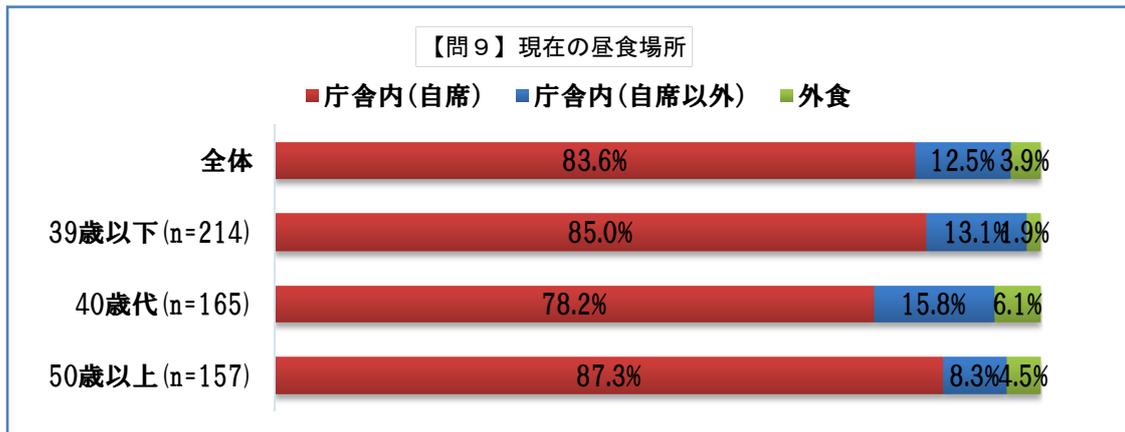
○3位グループは、休憩スペース、飲食スペース、食事スペースで1/3強となっている。



○職員向けで年齢階層別の特に大きい特徴として、39歳以下では「所属ごとの打合せスペース」が少ない一方で「飲食スペース」が多く、50歳以上では「昼食をとる際の食事スペース」が少なくなっている。

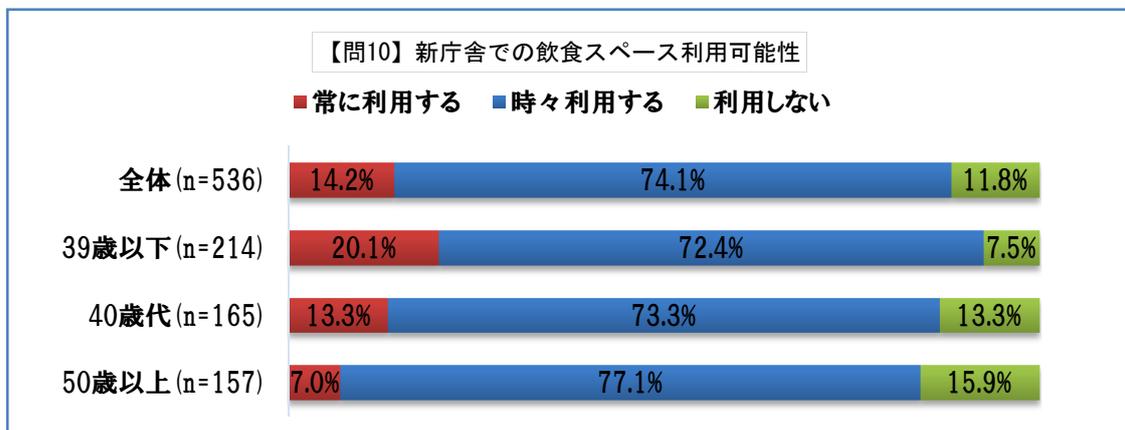


○職員向けの設備にも関連する昼食について、職員の昼食をとる場所の現状は、自席が大半を占めており、年齢階層別にも大きな差はない。

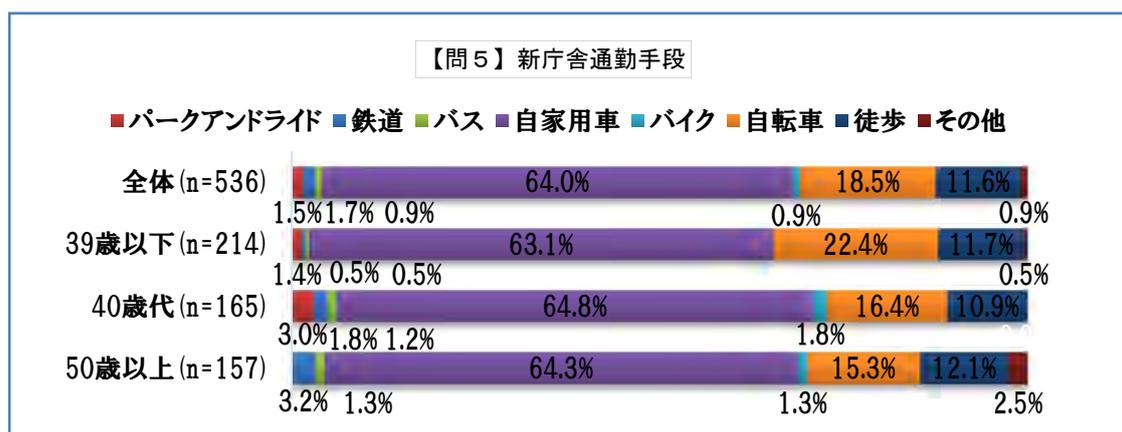
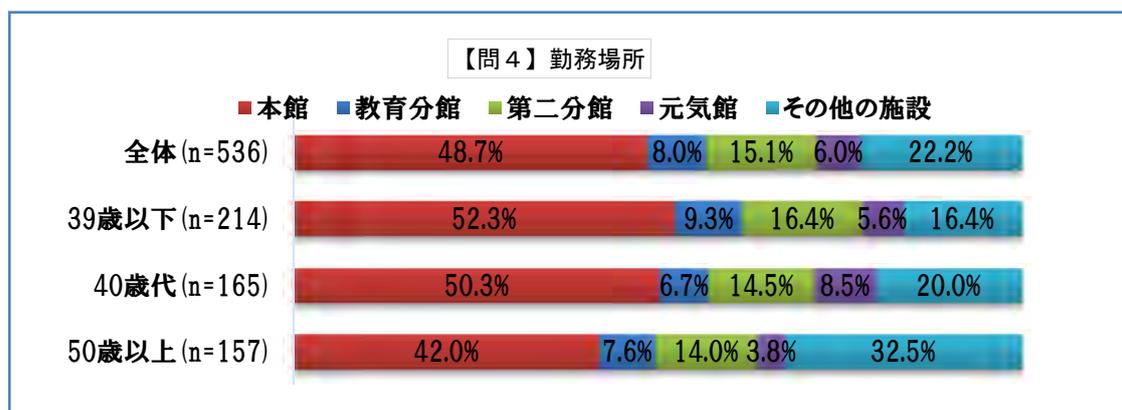
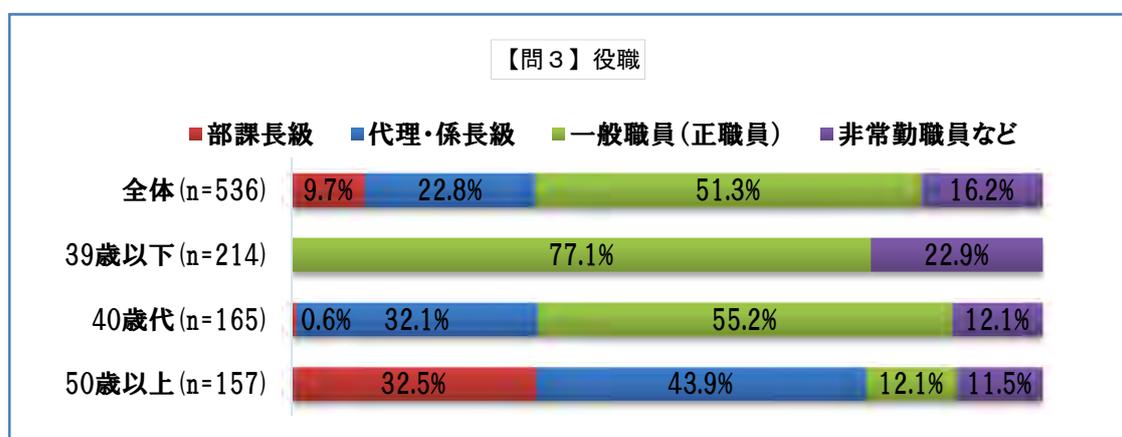
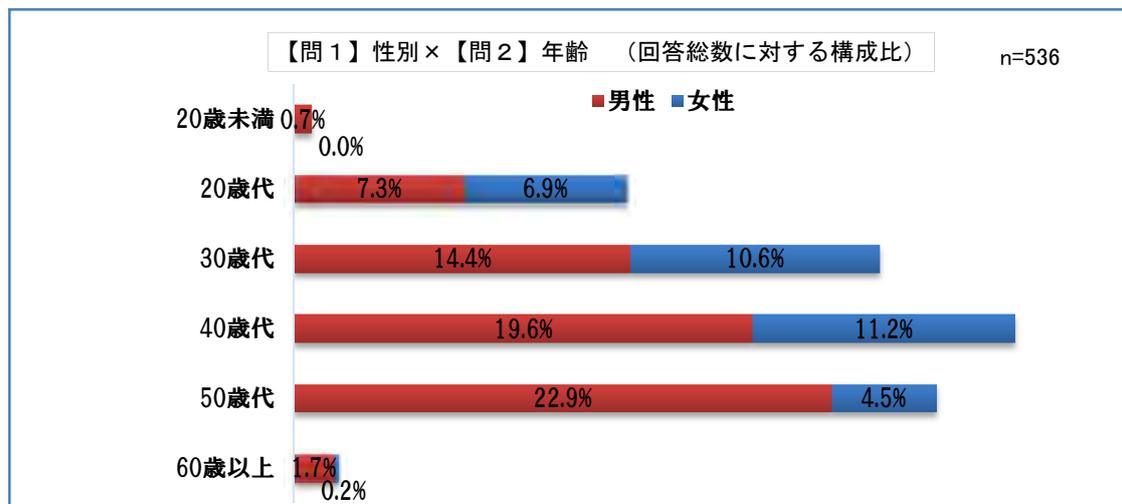


○新庁舎内に飲食スペースができた場合の利用可能性は、「時々利用する」が3/4を占める。

○特に39歳以下では、「常に利用する」が20%を占め、多くなっている。



## (7) 職員アンケート回答者のプロフィール



## 7 柏崎市新庁舎建設検討委員会

### 7-1 柏崎市新庁舎建設検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 柏崎市新庁舎建設整備基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に当たり、新庁舎に必要な機能等に関する事項について検討及び協議を行うため、柏崎市新庁舎建設検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、新庁舎建設に必要な機能等に関する事項について検討及び協議を行い、基本計画案を市長に提出するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者等
- (3) 公募による者

3 前項に掲げる委員の選任に関する事項は、市長が別に定める。

(任期)

第4条 委員の任期は、委任の日から平成28年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議録の公開)

第7条 委員長は会議録を作成し、各委員の承認を受けるものとする。

2 会議録は、公開する。ただし、委員長は委員会に諮り、出席委員の3分の2以上の賛同があるときは、公開しないことができる。

(謝礼及び実費弁償)

第8条 委員への謝礼及び実費弁償については、予算の範囲内で別に定めるものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総合企画部新庁舎整備室において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行後最初に開かれる委員会は、第6条1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

## 7-2 柏崎市新庁舎建設検討委員会 委員名簿

(敬称略)

氏名	区分	備考
中出 文平	学識	長岡技術科学大学 副学長
長 聡子	学識	新潟工科大学 建築学科准教授
大塚 真光子	市民	柏崎市社会福祉協議会 地域福祉課生活支援係長
西川 辰二	市民	柏崎市コミュニティ推進協議会 会長
白川 正志	市民	株式会社白川製作所 代表取締役 柏崎リーダー塾第1期生
須田 年美	市民	かしわざき男女共同参画推進市民会議 会長
新田 祐司	市民	柏崎農業協同組合 管理部人事課考査役 柏崎リーダー塾第1期生
平野 恵	市民	公募市民
柳 清岳	市民	柏崎商工会議所 専務理事
山崎 高美	市民	公募市民
吉田 一彦	市民	柏崎観光協会 副会長
山田 哲治	行政	柏崎市副市長

### 7-3 柏崎市新庁舎建設検討委員会 検討概要

回数	開催日	検討概要
第1回	平成27年5月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎建て替えの必要性とこれまでの経緯</li> <li>・周辺（中心的市街地）の状況</li> <li>・最近の庁舎建設事例</li> </ul>
第2回	平成27年7月8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民アンケート結果</li> <li>・基本理念、基本方針、基本機能</li> <li>・周辺地域の状況</li> </ul>
第3回	平成27年8月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本機能と性能</li> <li>・建設予定地の諸条件</li> </ul>
第4回	平成27年10月7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新庁舎の目指すべき姿</li> <li>・整備方針、建設手法</li> <li>・まちづくりの方向性</li> </ul>
第5回	平成27年11月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新庁舎建設基本計画（案）の確認</li> </ul>
第6回	平成28年1月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントなど市民意見への考え方</li> <li>・新庁舎建設基本計画（案）承認</li> </ul>

## 8 用語解説

### あ行

アーカイブ	重要記録を保存・活用し、未来に伝達すること。
液状化	地震の際に、地下水位の高い砂地盤が振動により液体状になる現象

### か行

柏崎市第五次総合計画	総合計画は、地方公共団体が総合的かつ計画的な行政の運営を図るために、地方自治法で策定が義務づけられている計画で、計画期間が平成 28 年度に終了する柏崎市第四次総合計画に次ぐ計画である。計画期間は、平成 29 年度～平成 38 年度の 10 年間で想定している。
合併特例債	合併後の市町村が市町村建設計画に基づいて行う一定の事業に要する経費又は合併後の市町村が行う基金の積立に要する経費について、地方財政法第 5 条各号に規定する経費に該当しないものについても財源とできる地方債
景観形成推進地区	景観計画区域内において、地域の特性を活かし、先導的な景観形成を図る必要がある特定の地区
建築環境総合性能評価システム (CASBEE)	建築物の環境性能で評価し格付けする手法。省エネルギーや環境負荷の少ない資機材の使用といった環境配慮はもとより、室内の快適性や景観への配慮なども含めた建物の品質を総合的に評価するシステム
建ぺい率	一つの建築敷地における敷地面積に対する建築面積の割合
公募型プロポーザル設計提案方式	参加希望者を広く募って、設計の取組方針等の提案を総合的に評価して設計者を特定する方法

### さ行

災害対策室	災害時に、情報の収集と伝達、災害応急対策等の指示及び実施状況等の把握を行う部屋
災害対策本部会議室	災害時に、最新鋭の防災情報システムを備えた災害対策本部会議室として利用する部屋
再生可能エネルギー	自然界で起こっている現象から取り出すことができ、一度利用しても再生可能な、枯渇することのないエネルギー資源のこと。
事業者選定アドバイザー	各種の事業方式において、請負者あるいは委託事業者を選定する際に必要となる様々な業務を網羅し、事業が契約まで適切な手順で円滑に推進するよう支援する業務
自然エネルギー	非枯渇性のエネルギー。時間的空間的に供給が安定しないものが多く、分散型でさらに補完的に利用されることが多い。枯渇の心配がないことから「再生可能エネルギー」ともいわれる。
シティセールス	都市の魅力、資源などを総合的に情報発信し、その都市の特徴を知ってもらう活動。観光客や企業の誘致、地域の産物の販路開拓など様々な目的で行われる。

社会資本整備総合交付金	地方公共団体等が目標実現のため行う社会資本の整備のほか、関連する社会資本整備やソフト事業を総合的、一体的に支援することにより、交通の安全確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定確保及び向上を図ることを目的に平成 22 年度に創設された交付金
準防火地域	都市計画法に基づき防火のために指定される地域。規制内容は防火地域よりも緩やか。
省エネルギー	エネルギーを消費していく段階で無駄を省き、効率的な利用を図ること。
商業地域	用途地域の一つで、主に商業等の業務の利便の増進を図る地域。商業、業務活動の障害となる工場等の建築に規制があるほかは、ほとんど全ての施設が建てられる。
設計競技方式（設計コンペ）	発注者が、複数の設計者から対象プロジェクトについての「設計案」の提出を求め、その中から最も良い「設計案」を選び、その提案者を設計者に指名する方式

## た行

第二種住居地域	用途地域の一つで、主に住居の環境を保護するための地域。一定の店舗・事務所・ホテル・パチンコ屋・カラオケボックス等や、環境影響の小さいごく小規模な工場が建てられる。
多機能トイレ	車いす使用者、内臓疾患者（オストメイト使用者など）、高齢者、乳幼児連れ等に対応したトイレ。ベンチやベッド、おむつ換えシートやベビーチェア、収納式着替え台などから構成。このほか棚やフック、呼出ボタンなどを設置。
地域振興基金	市が将来の地域振興のために積み立てている基金
地域づくり資金	新潟県が、合併した市町村に対して地域づくりのために行う事業に必要な経費を貸し付ける資金のこと。
中心市街地活性化計画	中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、中心市街地活性化の推進に関する法律（平成 10 年 6 月 30 日法律第 92 号）に基づき、市町村が策定する計画。この計画を内閣総理大臣が認定すると、計画に沿って事業が進められる。
庁舎整備基金	市が新庁舎を整備するために、平成 26 年度から積み立てている基金
長寿命化	構造物が施工されてから、物理的、機能的など何らかの理由で使用が停止され、撤去されるまでの期間を長くしようと努めること。
直接建設方式	地方公共団体等が、起債や補助金等により自ら資金調達し、設計、維持管理及び運営等の業務について、業務ごとに民間事業者へ請負・委託契約として発注する方式
デジタルサイネージ	大規模商業施設や駅などの公共施設で、ネットワークに接続させて映像や情報を表示するシステムを導入した液晶ディスプレイなどの映像表示装置
土地区画整理事業	市街地開発事業の 1 つ。土地区画整理法に基づき、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るために行われる事業。土地所有者が土地の一部を提供し、道路や公園などの公共施設を生み出すとともに、宅地の形状を整え、再配置する。

## な行

日影規制 (にちえいきせい)	日影を一定の時間内に抑えるように建築物の形態を制限して周辺の居住環境を保護しようとする建築基準法上の規制
-------------------	--

## は行

バリアフリー	高齢者や障がいのある人が、不便を感じないで生活できるまちづくりをめざし、障がいとなるものを取り除くこと。
--------	--

ヒートアイランド現象	人工的な排熱の増加及び自然空間の減少により、地表面での熱吸収が行われずに、都市部に熱が溜まる現象で、自然の気候とは異なった都市部独特の局地的な気温の上昇をいい、等温線を描くと島の形に似るので、その名がある。
------------	---

フロアマネージャー	市民等が来庁した際、「手続の仕方がわからない」、「どこの窓口に行けばいいかわからない」などの不安感を取りのぞき、安心してスムーズに手続してもらうため、手続を担当する窓口や申請書を書く記載台まで案内する人
-----------	---

防火地域	都市計画法に基づき防火のために特に指定される地域。この地域内の建物は、耐火建築または簡易耐火建築としなければならないなど種々の制約を受ける。
------	--

## ま行

マイナンバー制度	住民票を有する全ての方に1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用される制度
----------	--

無線LAN	無線通信を利用してデータの送受信を行うLANシステムのこと。LAN(Local Area Network)とは、家庭や会社でパソコンなどが通信回線でデータのやり取りをするネットワークのこと。
-------	---

免震構造	建物の基礎部分などに特殊なゴム層などを入れて地盤と絶縁し、地震の震動が地盤から建物に伝わるのを防ぐ構造
------	---

## や行

ユニバーサルデザイン	建築物や一般向けの製品に高齢者や障がい者向けの機能を取り込み、はじめから誰もが使えるように配慮されたデザインのこと。バリアフリーの考え方をさらに進めたもの。
------------	--

要警戒区域	浸水想定区域ではないが、予測の不確実性を考慮して、万一の際に浸水の恐れがある区域としているもの。新潟県の解析結果による浸水想定よりプラス30cmの高さまでのエリア
-------	---

容積率	敷地面積に対する建築物の延べ面積の割合
-----	---------------------

用途地域	都市計画法に基づき、市街地の大枠として土地利用が定められた地域。地域ごとに建築物の用途が定められている。また、用途地域は建ぺい率、容積率、高さなどの制限とセットで定められ、地区の特性に応じて詳細に指定されている。
------	--

---

## ら行

---

ライフサイクルコスト 施設や製品の企画・設計、建設・製作、維持管理・修繕、撤去・処分までに要する総費用。一般の製品・産物などでも幅広く用いられる考え方

立地適正化計画 居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等の様々な都市機能の誘導により、コンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携を誘導するまちづくりを進めるための計画。市町村マスタープランの高度化版とも称される。

---

## アルファベット

---

ATM Automatic Teller Machine の略。現金自動預払機

BTO方式 Build Transfer Operate の略で、民間事業者が資金調達・建設を行い、建設した直後に建物の所有権を自治体等に移転し、その後、契約に基づき民間事業者が維持管理を行う方式

PFI方式 Private Finance Initiative の略で、公共施設などの設計、建設、資金調達、運営を一体的に民間主体に委ねる手法

VFM Value For Money の略。支払い（Money）に対して最も価値の高いサービス（Value）を供給するという考え方であり、従来の方式と比べてPFIの方が総事業費をどれだけ削減できるかを示す割合のことで、PFI 事業における最も重要な概念の一つ。

Wi-Fi フリースポット Wi-Fi とは、無線 LAN を利用したインターネット接続サービスの俗称であり、このサービスが無料で開放されているエリアや場所のこと。

---



## 柏崎市新庁舎建設基本計画

平成28年2月

発行 柏崎市総合企画部新庁舎整備室  
新潟県柏崎市中央町5番50号  
〒945-8511  
電話 0257-41-5173





柏崎市新庁舎建設基本計画  
柏崎市総合企画部新庁舎整備室